

色麻町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 (素案)

令和8年●月
色 麻 町
社会福祉法人色麻町社会福祉協議会

目 次

■第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画の策定の趣旨	1
2. 地域福祉とは	2
3. 計画の期間と位置づけ	3
4. 計画の策定手法	6
5. SDGs（持続可能な開発目標）について	7
■第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	8
1. 人口と世帯数の状況	8
2. 高齢者の状況	10
3. 障がい者の状況	11
4. 子どもの状況	12
5. 生活保護受給者の状況	13
6. その他の状況	14
7. アンケート調査からみる状況	15
8. 関係団体等調査からみた本町の現状と課題	27
9. 地区の状況	29
10. 地域福祉についての課題	33
■第3章 計画の方向性.....	34
1. 基本理念	34
2. 計画の基本目標	35
3. 施策の体系	36
■第4章 施策の展開	37
基本目標1 町民が主体的に支え合うまちづくり	37
1. 地域活動への積極的な参加に向けた意識の向上	37
2. 地域活動の担い手やリーダーの発掘と育成	42
基本目標2 つながり支え合う仕組みづくり	45
1. 地域活動への支援	45
2. 情報提供と相談支援の充実	48
3. 見守りや生活への支援の充実	51
基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり	57
1. 地域共生社会の実現	57
2. 福祉サービスの拡充	59
3. 安全・安心の環境づくり	63
■第5章 計画の推進と進捗管理.....	66
1. 多様な協働に基づく計画の推進	66
2. 計画の進捗管理	67
3. 本計画の普及・啓発	68

■第6章 資料編.....	69
1. 計画策定の経過	69
2. 色麻町地域福祉計画策定委員会設置要綱	70
3. 色麻町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	71
4. 色麻町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	72

■第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定の趣旨

わが国では、少子高齢化とそれに伴う人口減少が一層進行しています。核家族や単身世帯の増加により、価値観やライフスタイルが多様となり、家族や家庭のあり方も変化しています。その結果、地域社会における人と人とのつながりが薄れ、孤立死、虐待、いじめ、ひきこもりなどの課題が現れています。これらの課題は複雑かつ多様であり、新たなニーズへの対応や包括的な課題解決の取組が求められています。

国においては、平成30年に施行された社会福祉法の改正により「地域共生社会の実現」が地域福祉を推進するための理念として明記され、令和2年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正」により、重層的支援体制整備事業が創設されました。また、生活困窮者自立支援法、成年後見制度利用促進法、再犯防止推進法など、地域における包括的支援の枠組みが整備されています。

宮城県においても、「宮城県地域福祉支援計画（第4期）」のもと、誰もが役割を持ち、共に支え合う地域共生社会の実現を目指し、市町村や社会福祉協議会、関係団体との協働が進められています。さらに、宮城県地域共生社会推進会議が設置され、県内の多様な主体が連携し、包括的支援体制の構築や人材の育成、実践事例の共有が行われています。

色麻町（以下、「本町」という。）でも行政の公的制度や各種保健福祉サービスのみでは、町民が抱える多様な課題に対して、十分な対応をすることが困難になりつつあります。すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、課題を「我が事」として受け止め、行政のみならず、社会福祉協議会、地域の関係団体、ボランティア団体、事業者、そして町民一人ひとりが、制度や分野の縦割りや立場を超えて相互に協力し、地域全体で支え合う体制を築くことが必要です。

以上のことから、本町では、色麻町社会福祉協議会と連携し、上記の課題解決に向けて、新たに「色麻町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定します。

2. 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

「福祉」とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、対象別に分かれた行政サービスや一部の困っている人への支援だけを指すものではありません。すべての人にとっての「ふだんのくらしのしあわせ」であり、誰もが安心して生活できる社会を目指すことを意味します。

本町でも、人ととのつながりが薄れつつあり、ひとり暮らしの高齢者の増加や、生活に困っている人の存在など、さまざまな課題が見られます。こうした課題に対応するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」がバランスよく機能する地域づくりが重要です。

- 自助：一人ひとりが自らの生活や健康を守るために努力し、備えること。
- 互助：近隣や友人同士など、日常的な人間関係のなかで助け合うこと。
- 共助：ボランティア団体、NPOなど、地域の組織や住民が協力して支え合うこと。
- 公助：行政や社会福祉協議会などの公的機関が制度やサービスを通じて支援すること。

地域福祉とは「これらの4つの力がそれぞれの役割を果たしながら、相互に補い合う仕組みを地域全体で築くこと」です。町民、福祉関係者、社会福祉協議会、行政などが連携し、誰もが安心して暮らすことができる町を実現するために、課題の解決に取組んでいくことが必要となっています。

(2) 地域福祉の推進にあたって

①地域共生社会の実現

わが国では、少子高齢化や人口減少が進んでいます。そのため、地域社会における人ととのつながりがどうしても薄れがちです。地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われる必要があります。

そこで、国では「地域共生社会」という考え方を大切にしています。これは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』、『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」のことです。

国は、介護や医療だけでなく、生活やこころの相談、交流の場づくりなどを一体的に進める取組を後押ししています。令和2年の社会福祉法の改正による「重層的支援体制整備事業」では、制度の狭間にいて支援が届きにくい人にも、地域で手を差し伸べられる仕組みを整えるとともに、地域のNPOや企業、住民が協力し合うことも重視しています。

最近では、見守りや交流のためにデジタル技術を活用する動きもあります。一人暮らしの高齢者や子育て中の家庭が孤立しないように、オンラインでの交流や地域のイベントが増えています。こうした取組は、防災などにもよい影響を与えます。例えば、日頃から顔見知りが多い地域では、災害時の避難や物資の配布も円滑に行われると考えられます。

一方で、人手不足や財政上の問題、都市と地方の格差といった課題もあります。国は地域の自主性を大切にしながら、さまざまな人や団体が参加しやすい環境づくりを進めています。地域共生社会は、誰もが孤立せず安心して暮らせる社会の土台であり、これからの中長期的にとて欠かせない目標です。

②重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、令和2年の社会福祉法の改正に基づき創設された、市町村による包括的支援体制の整備事業です。高齢・障がい・子育て・生活困窮などの分野別の縦割り支援では対応しきれない、複合的・複雑化した課題や制度の狭間にあるニーズに対応することを目的とした事業です。具体的には、「属性や世代を問わない包括的相談支援」、

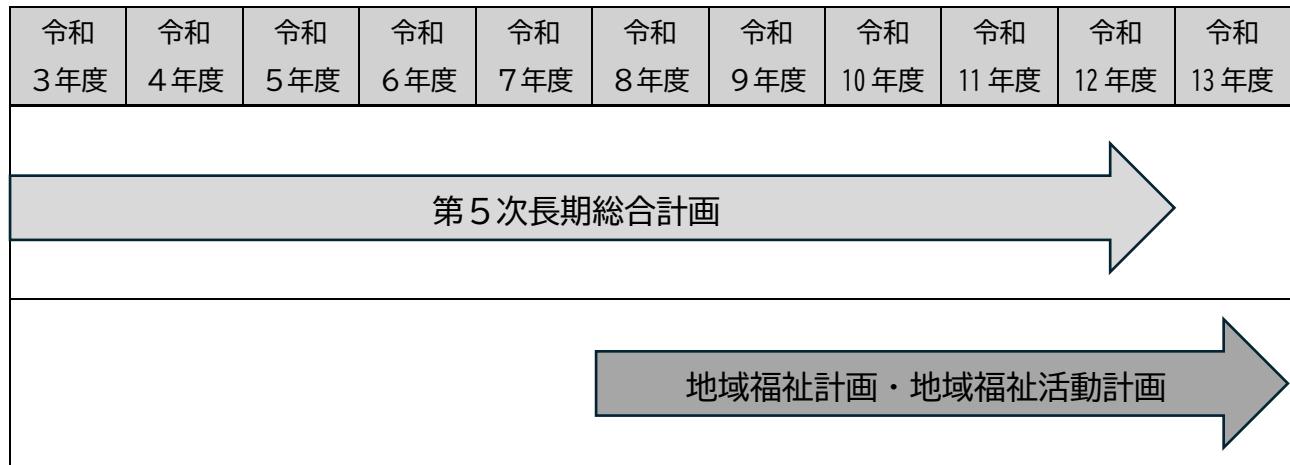
「就労・居住・交流など多様な社会参加を促す参加支援」、「住民同士のつながりを育む地域づくり支援」を事業の柱としています。これらをアウトリーチ型の支援や多機関連携と一緒に進めることで、すべての住民を対象に「誰一人取り残さない」地域共生社会の基盤づくりを図っています。

3. 計画の期間と位置づけ

(1) 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和13年度までの6年間とします。なお、社会情勢の変化、制度改革、町民のニーズの変化などに柔軟に対応するために、必要な場合は計画の見直しを行います。

●本計画の計画期間



（2）計画の位置づけ

①地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市町村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

町の地域福祉を推進するためには、町としての地域福祉の「理念」と「仕組み」を示していくことが重要です。そのため町の各種計画も踏まえ、「地域福祉計画」において地域福祉の「理念」と「仕組み」を定めます。

②地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条のなかで「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、町民やボランティア、福祉関係者や行政機関等と連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

そのため「地域福祉活動計画」において、町が策定する「地域福祉計画」と連携し、町民、福祉関係者、事業所が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動を定めます。

③両計画の関係について

地域福祉を計画的かつ効率的に展開するためには、行政等による公的な福祉サービスと町民による福祉活動、民間の福祉サービス機関や団体等による活動が一体となり、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

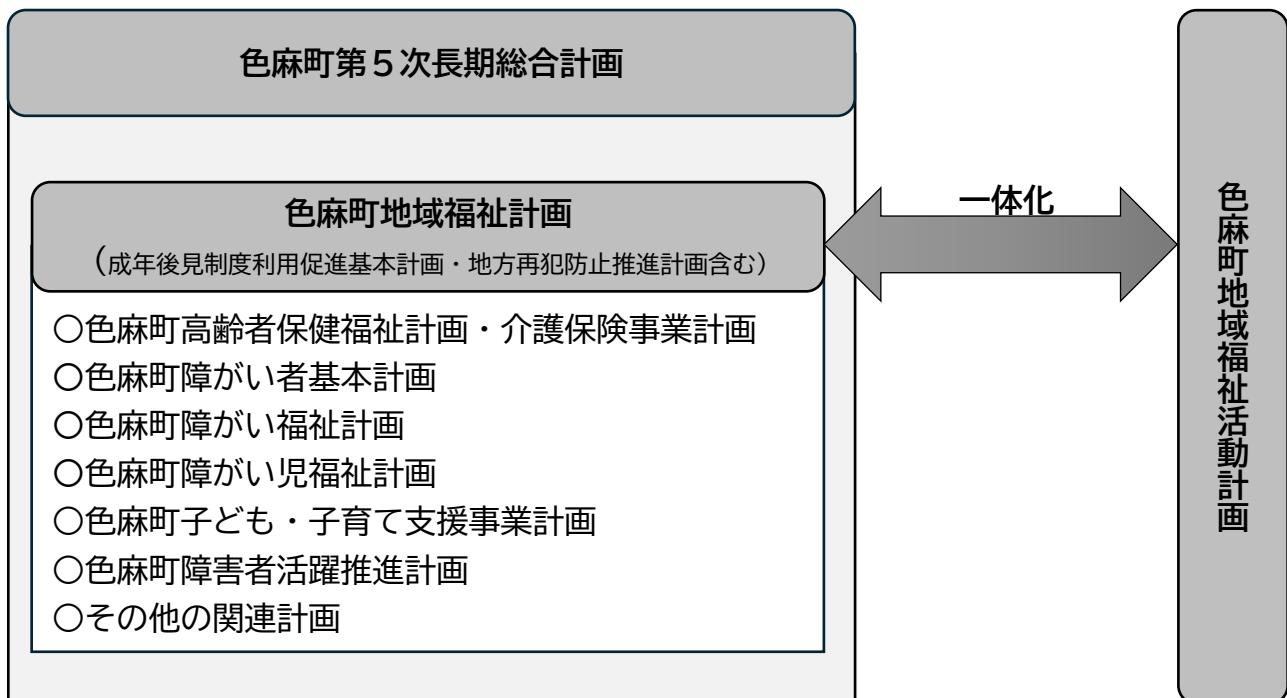
そのため、町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。そして、「地域福祉計画」の理念に基づき、相互に公的なサービスの提供や地域の自主的な活動について定めるとともに、役割分担や連携を図ります。さらに、支援が必要な人の日常生活を支える体制づくりを行い、「地域共生社会の実現」を目指します。

また、本計画は、「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づいて策定される「成年後見制度利用促進基本計画」、及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

④各種行政計画との関係について

本計画は、本町の最上位計画である「色麻町第5次長期総合計画」や福祉の各計画との整合性を図りながら、福祉分野の上位計画とします。そのうえで、町民の生活全般にわたる福祉の向上を図ります。

●地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



4. 計画の策定手法

(1) 策定委員会での検討

計画の策定にあたって策定委員会を設け、アンケート調査の実施内容や調査結果、計画案などの検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

地域における課題や本町の福祉施策に対する意見等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント（町民からの意見の募集）の実施

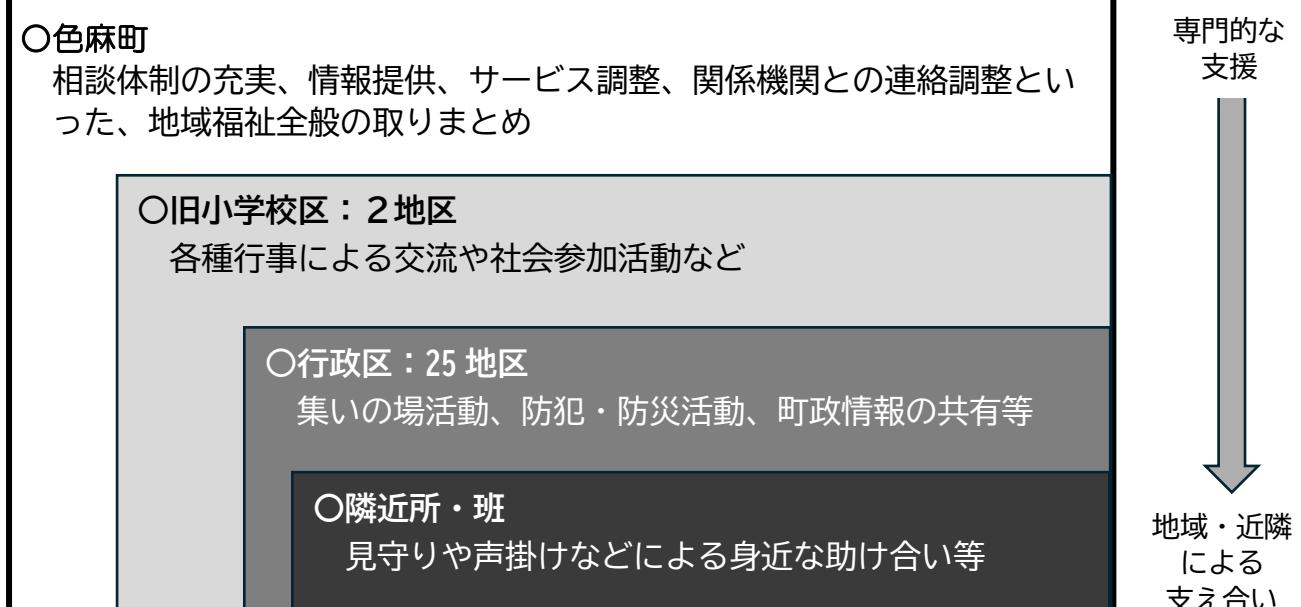
本計画への町民の意見を反映させるために、ホームページなどを通じてパブリックコメントを実施しました。

5. 地域福祉圏域の設定

隣近所などのように、町民にとって最も身近な範囲での活動から広域での活動まで、取組内容によって活動の範囲を変えることで、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりを図ります。

また、地域によって人口や地域資源などの状況が異なることを考慮しつつ、高齢・障がい・子育てといった分野に限らず、包括的に支援する体制の構築に取組みます。

●圏域のイメージ



5. SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」に基づいています。この計画は、令和12年までに、より持続可能で、より良い世界を実現するための国際的な目標です。

国連加盟国である193か国が「誰一人取り残さない」という理念のもと、17の大きな目標とその達成を目指すための169の具体的な課題を掲げ、実現に向けた取組を進めています。

わが国では、平成28年5月に、内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が内閣に設置され、同年12月にSDGs実施指針が策定されています。

本計画においては、この国際的な目標を踏まえ、町民が安心して暮らせる持続可能な社会の実現を目指し、「誰一人取り残さない」地域づくりを進めるために、以下の課題のうち、1、3、10、11、17に取組みます。



■第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口と世帯数の状況

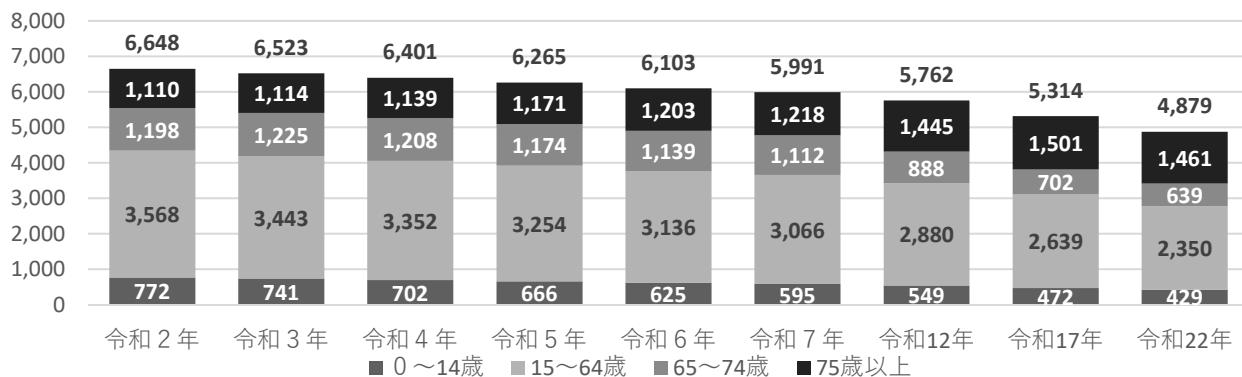
(1) 人口の状況

総人口の推移をみると、令和2年の6,648人から令和7年の5,991人と、5年間で657人減少しています。人口の減少は今後も続き、令和22年には、総人口は4,879人となり、20年間で26.6%減少すると予測されています。

総人口に占める割合でみると、令和7年には令和2年と比べて、0～14歳では1.7%減少し、15～64歳では2.5%の減少、65～74歳では0.6%の増加、75歳以上では3.6%の増加となっており、少子高齢化が進んでいることが分かります。

●総人口と年齢4区分別人口の推移

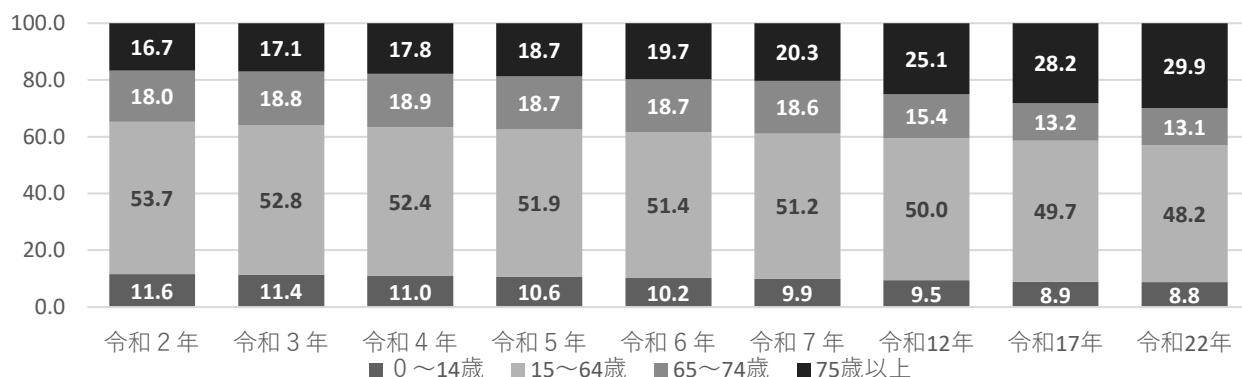
単位：人



出典：住民基本台帳（各年12月31日現在）及び国立社会保障・人口問題研究所（推計）

●年齢4区分別人口の構成比の推移

単位：%



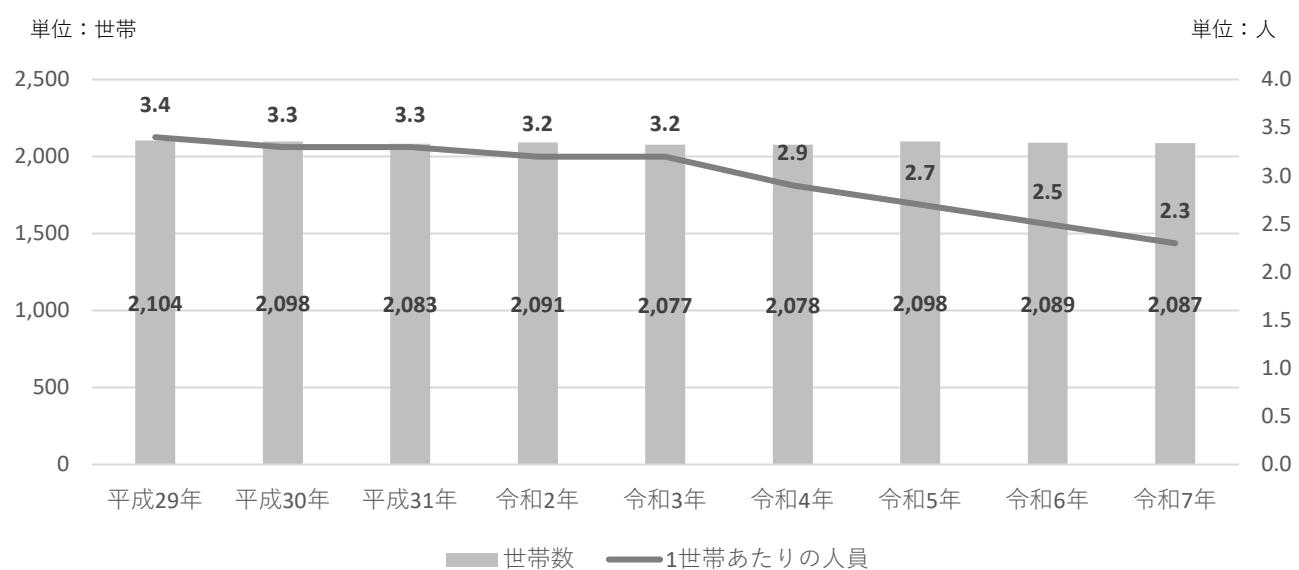
出典：住民基本台帳（各年12月31日現在）及び国立社会保障・人口問題研究所（推計）を加工

(2) 世帯の状況

世帯数は、平成29年の2,104世帯から令和7年には2,087世帯とわずかに減少していますが、1世帯あたりの人員は平成29年の3.4人が令和7年には2.3人まで大きく減少しています。この理由としては、高齢化に伴う単独世帯（ひとり暮らし）や夫婦のみの世帯の増加が進んでいることが考えられます。

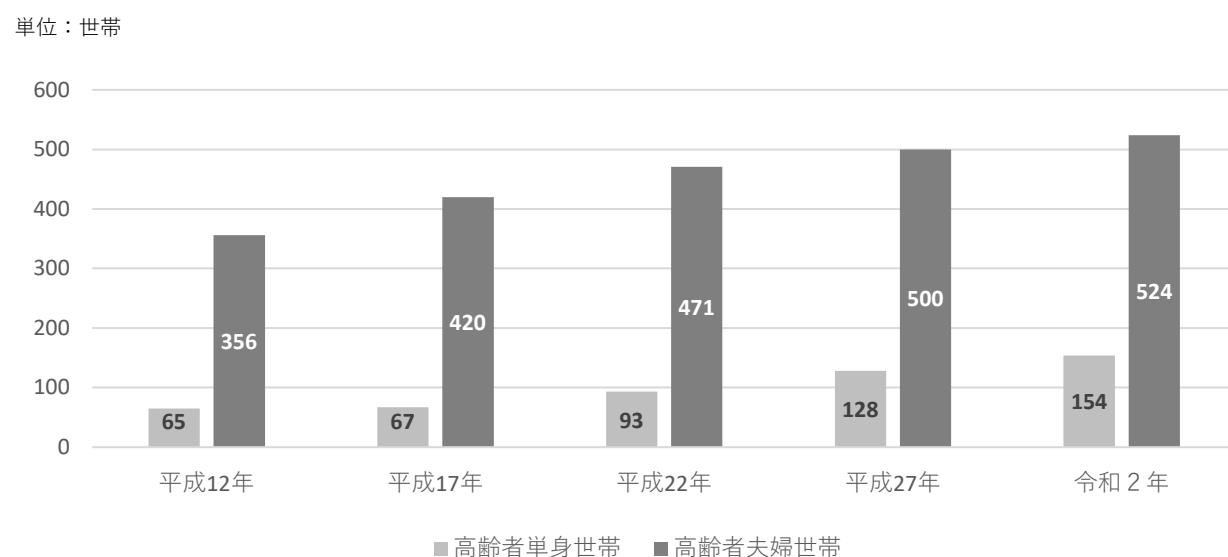
高齢者世帯については、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加傾向にあり、令和2年には高齢者単身世帯が154世帯、高齢者夫婦世帯が524世帯となっています。

●世帯数及び1世帯あたりの人員の推移



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

●高齢者世帯の推移



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

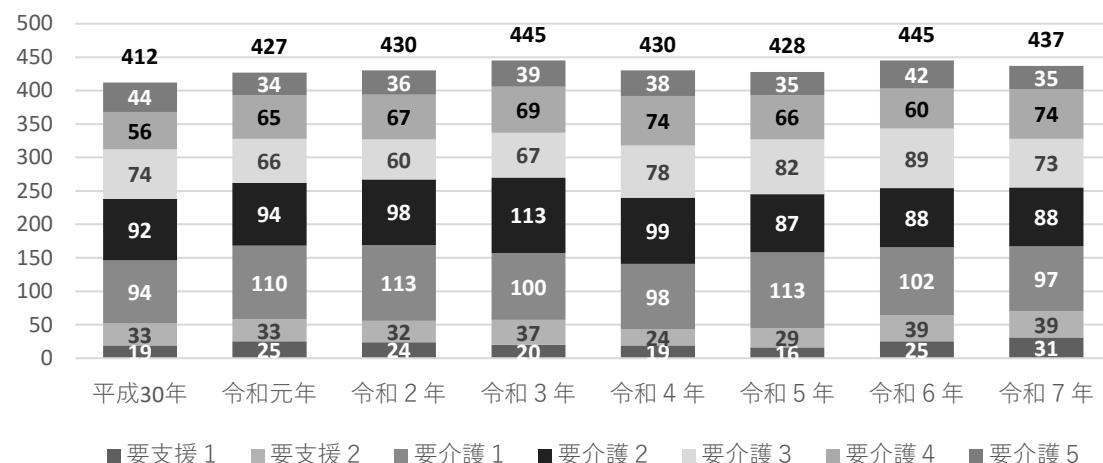
2. 高齢者の状況

要支援・要介護認定者の推移をみると年によって変動があり、令和7年には437人となっています。要介護度については、要支援1から要介護2までの比較的軽度の認定者が全体の6割前後を占めています。

認知症高齢者については、大きな増減はありませんが、認知症高齢者のほぼ7割が女性となっています。

●要支援・要介護認定者（第1号被保険者のみ）の推移

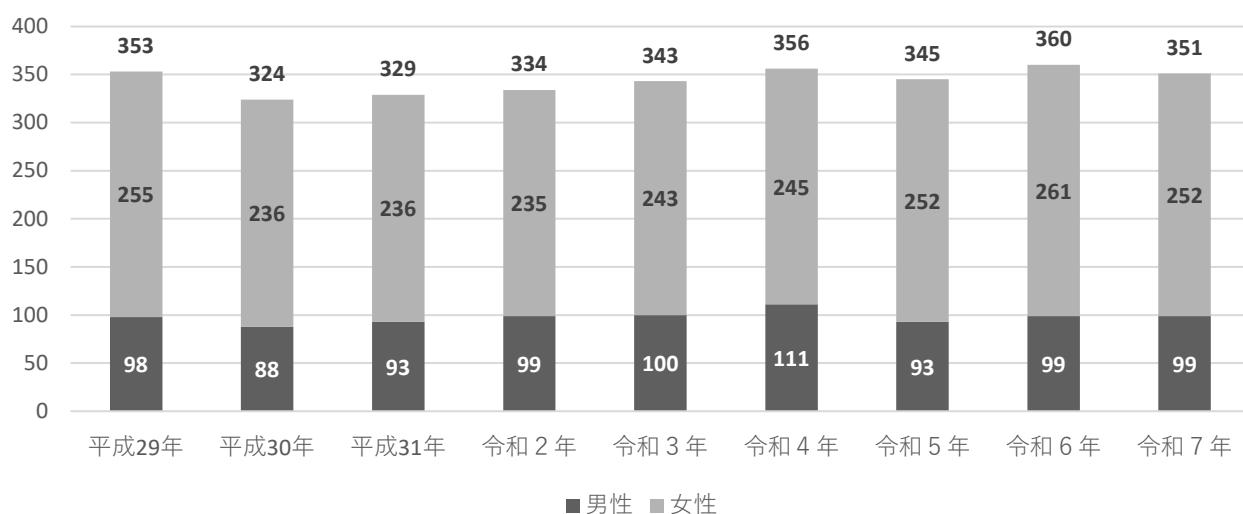
単位：人



出典：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

●認知症高齢者数の推移

単位：人



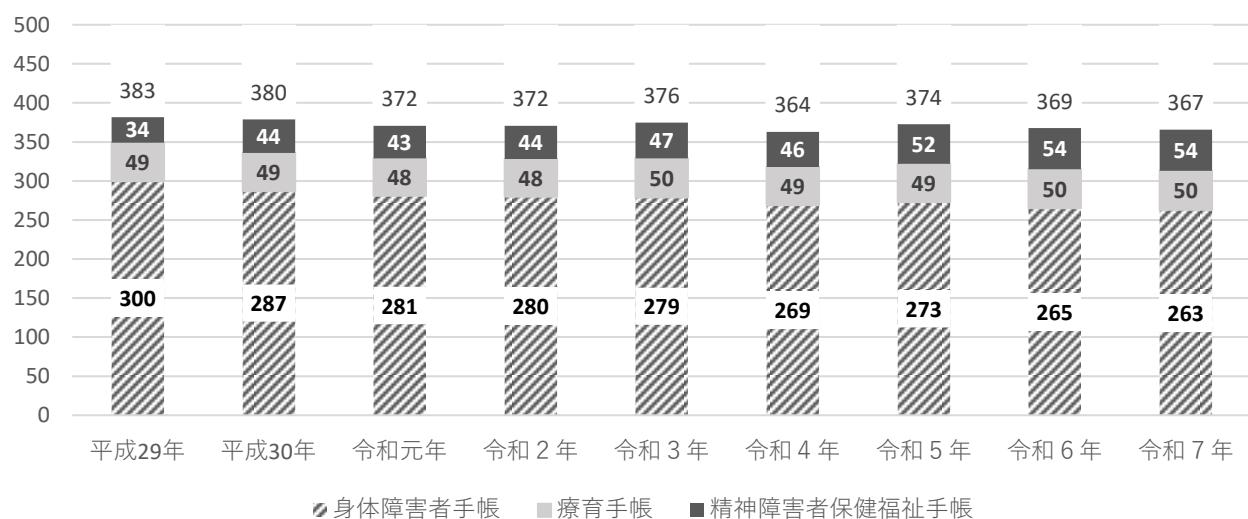
出典：高齢者実態調査（各年3月31日現在）

3. 障がい者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者は平成 29 年以降、減少傾向が続いている。療育手帳所持者はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

●障害者手帳所持者の推移

単位：人



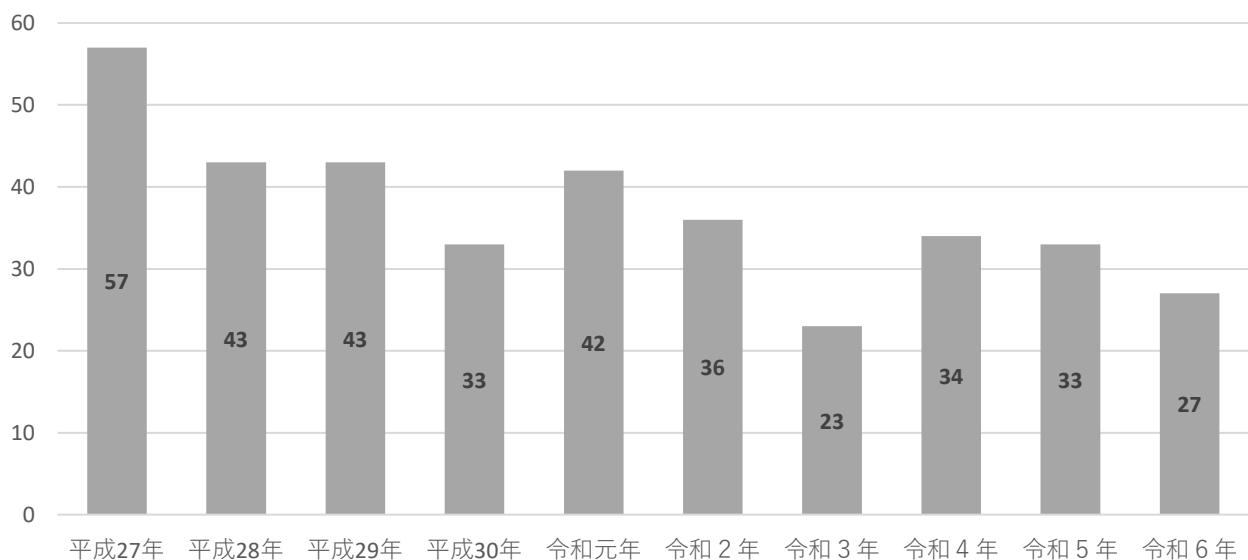
出典：保健福祉課資料（各年 3 月末現在）

4. 子どもの状況

出生数については、平成27年に57人であったものが、令和6年には27人まで減少しています。合計特殊出生率については、平成27年に1.68だったものが、令和6年には1.02となっています。

●出生数の推移

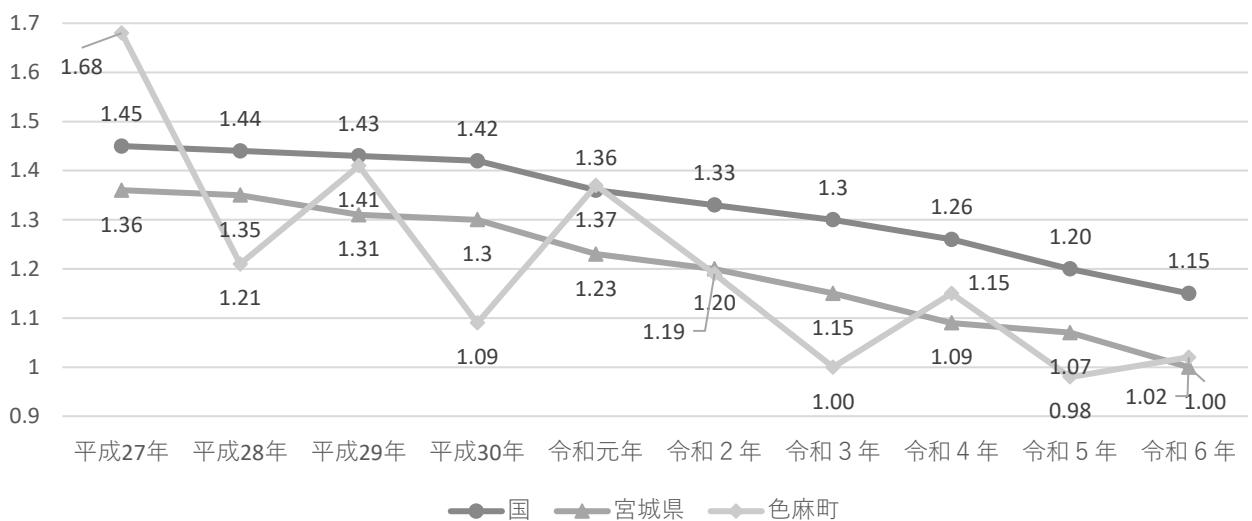
単位：人



出典：厚生労働省「人口動態統計（確定数）」

●合計特殊出生率の推移

単位：人



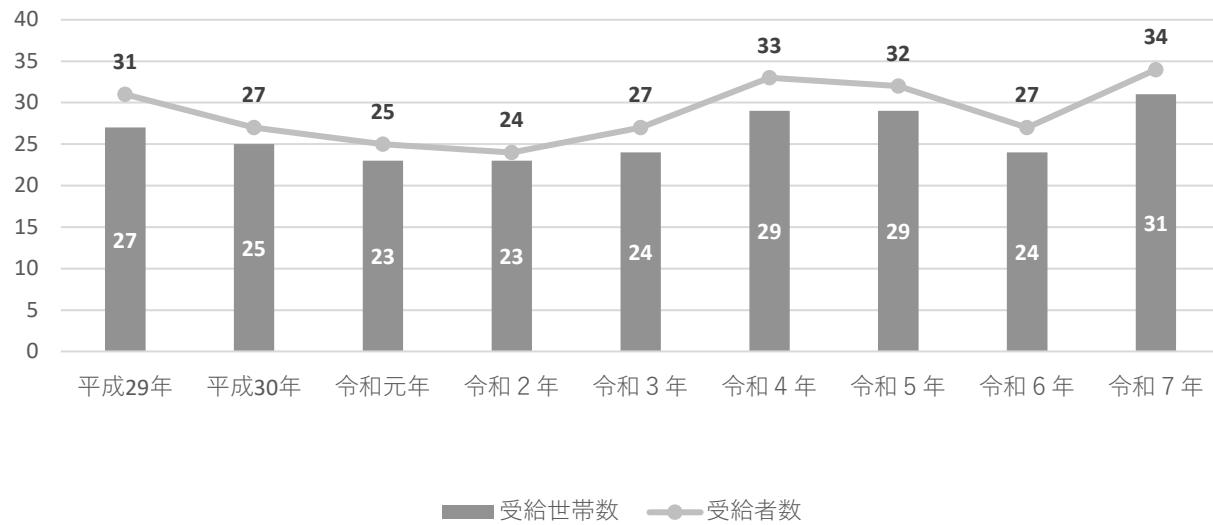
出典：厚生労働省「人口動態統計（確定数）」

5. 生活保護受給者の状況

生活保護受給世帯と受給者数については、令和7年には31世帯(34人)となっており、平成29年以降で最も多くなっています。

●生活保護受給世帯と受給者の推移

単位：世帯・人



出典：保健福祉課調べ（各年4月1日現在）

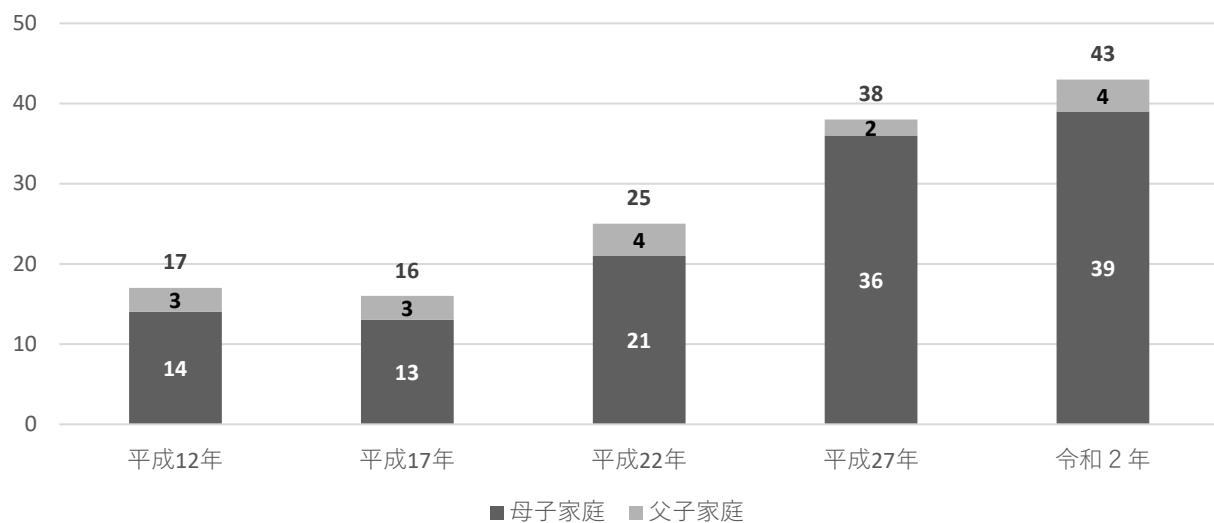
6. その他の状況

(1) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の数については、平成 17 年以降、増加する傾向にあります。特に、平成 12 年に 14 世帯だった母子家庭が令和 2 年には 39 世帯まで増加しています。

●ひとり親世帯数の推移

単位：世帯



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

7. アンケート調査からみる状況

(1) 調査概要

①調査の目的と実施概要

●調査の目的

本調査は、令和8年度を初年度とする「色麻町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたり、町内にお住いの方に地域における課題やご意見等をお聴きし、計画策定の参考にするために実施いたしました。

●実施概要

- 調査対象:町内在住の18歳以上の方
- 調査期間:令和7年2月4日～2月21日
- 調査方法:郵送配付・回収またはWEB回答
- 配付・回答:

対象者	配付数	回答数	有効回答	無効回答	回答率
町内在住の18歳以上の方	2,000	1,050	1,026	24	51.3%

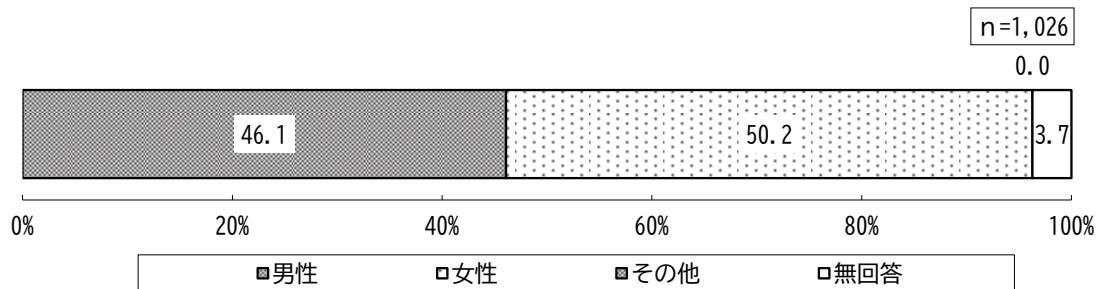
※回答方法内訳:郵送回収774(有効回答:773)、WEB回答276(有効回答253)

(2) 調査結果

①あなたご自身のことについて

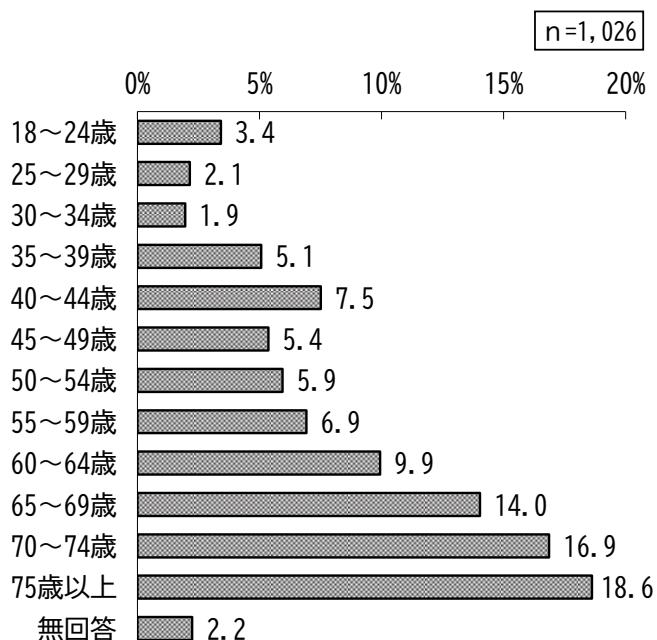
問 あなた（対象者ご本人）の性別をお答えください。（1つに○）

性別は、「男性」が 46.1%、「女性」が 50.2%、「その他」が 0.0%となっています。



問 あなたの年齢（令和7年1月1日現在）をお答えください。（1つに○）

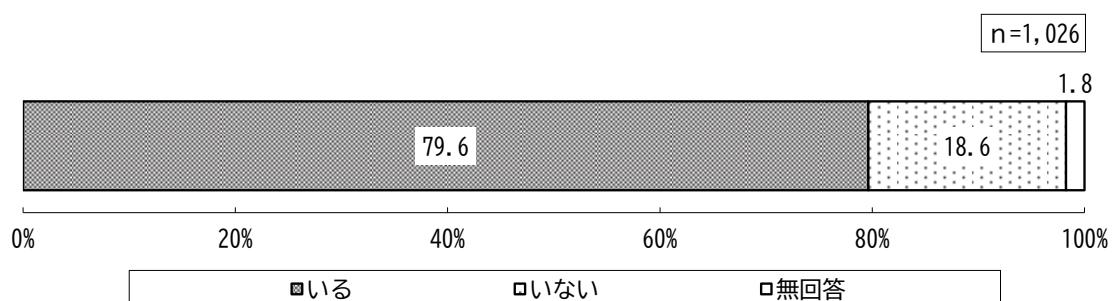
年齢は、「75歳以上」が 18.6%と最も多く、「70～74歳」が 16.9%、「65～69歳」が 14.0%と続きます。



②悩みやストレスについて

問 あなたは、悩みやストレスを感じたときに相談したり、助けを求めるこことできる相手がいますか。(1つに○)

悩みやストレスを感じたときに相談相手がいるかは、「いる」が 79.6%、「いない」が 18.6%となっています。



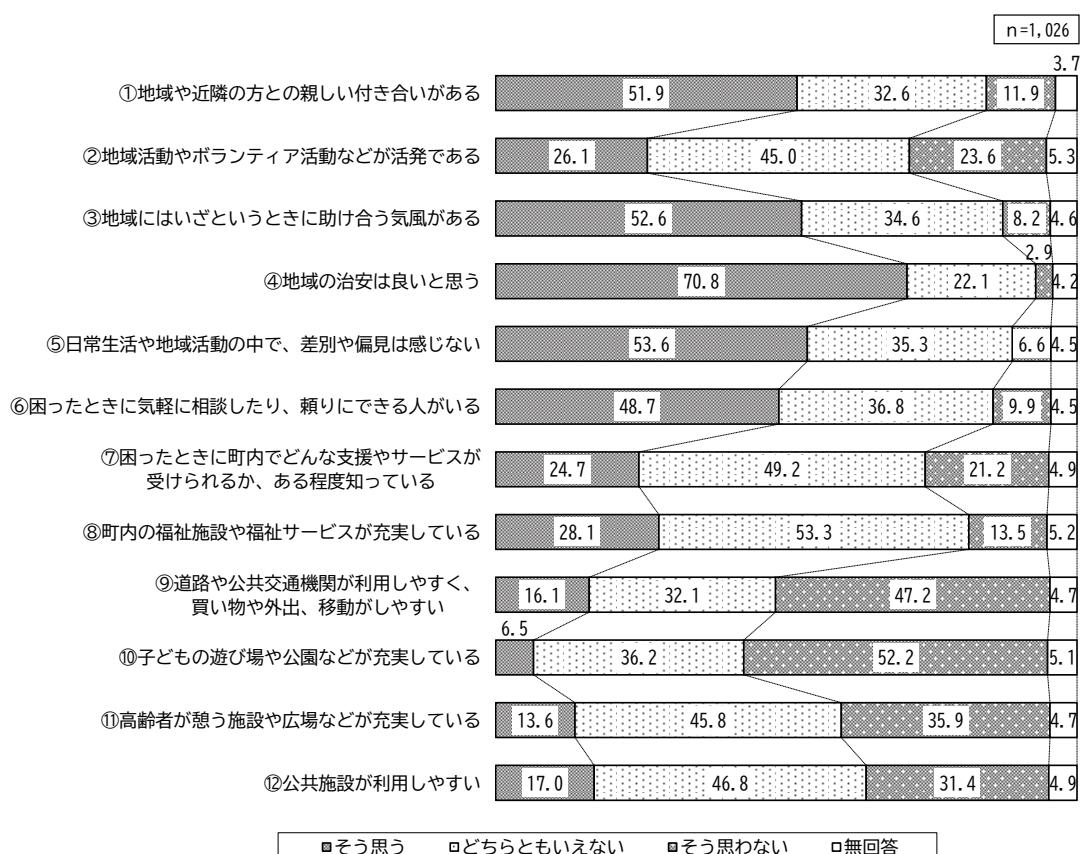
③地域での暮らしやご近所との関わりについて

問 あなたご自身のことやお住まいの地域での暮らしについて、どのように感じていますか。(①～⑫について、それぞれ最も近いもの1つに○)

「そう思う」の割合が高い項目は、「④地域の治安は良いと思う」(70.8%)、「⑤日常生活や地域活動の中で、差別や偏見は感じない」(53.6%)、「③地域にはいざというときに助け合う気風がある」(52.6%) となっています。

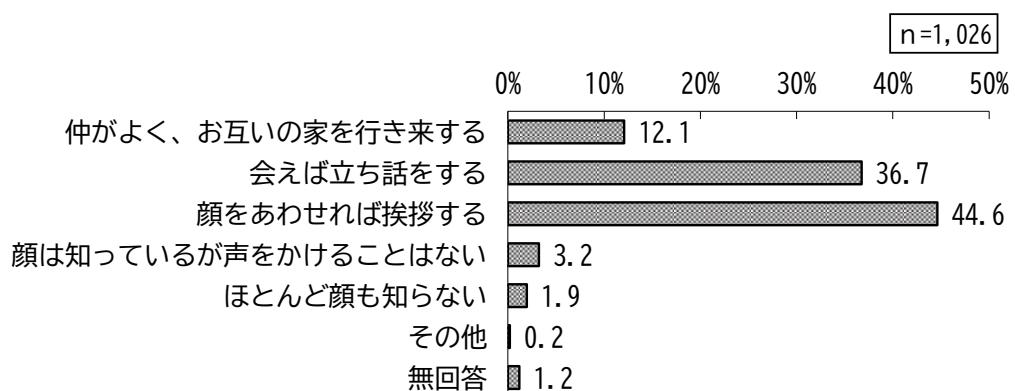
「どちらともいえない」の割合が高い項目は、「⑧町内の福祉施設や福祉サービスが充実している」(53.3%)、「⑦困ったときに町内でどんな支援やサービスが受けられるか、ある程度知っている」(49.2%)、「⑫公共施設が利用しやすい」(46.8%) となっています。

「そう思わない」の割合が高い項目は、「⑩子どもの遊び場や公園などが充実している」(52.2%)、「⑨道路や公共交通機関が利用しやすく、買い物や外出、移動がしやすい」(47.2%)、「⑪高齢者が憩う施設や広場などが充実している」(35.9%) となっています。



問 あなたは、隣近所の人とどのような付き合いをしていますか。(1つに○)

隣近所の人とどのような付き合いをしているかは、「顔をあわせれば挨拶する」が44.6%と最も多く、「会えば立ち話をする」が36.7%、「仲がよく、お互いの家を行き来する」が12.1%と続きます。



④福祉への関心・関わりについて

問 あなたは、地域福祉をはじめ、福祉全般に関心をお持ちですか。(1つに○)

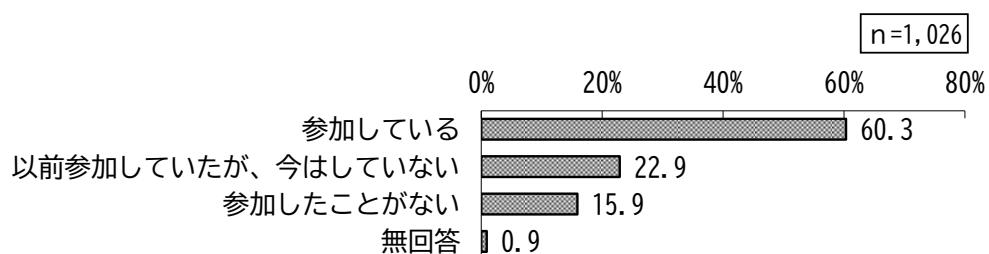
地域福祉、福祉全般への関心度は、「ある程度関心がある」が62.9%と最も多く、「あまり関心がない」が23.6%、「とても関心がある」が8.8%と続きます。



⑤地域活動について

問 あなたは、地域の行事や活動に参加していますか。（1つに○）

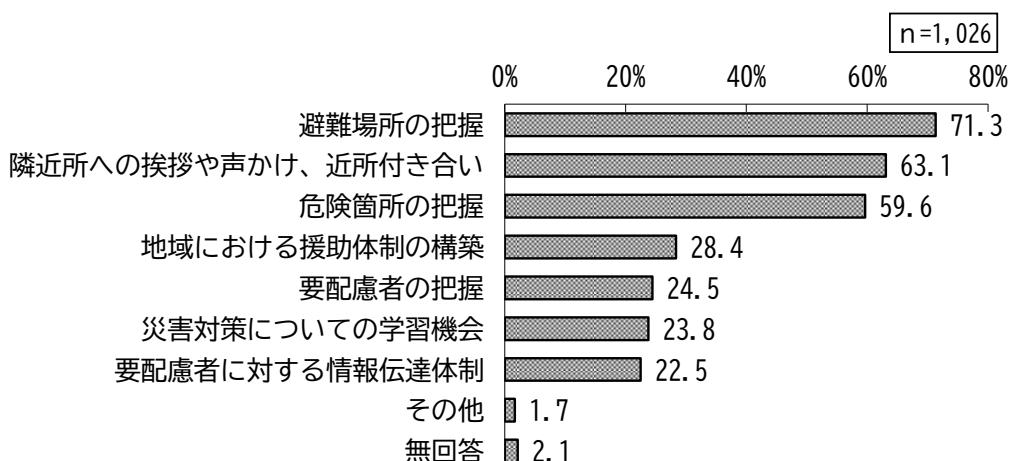
地域の行事や活動に参加しているかは、「参加している」が 60.3%、「以前参加していたが、今はしていない」が 22.9%、「参加したことがない」が 15.9%となっています。



⑥安全な暮らしについて

問 地震や大雨による災害が起きたときに助け合うために、日ごろの備えとして重要なことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

災害時に助け合うため、日ごろの備えとして重要なことは、「避難場所の把握」が 71.3% と最も多く、「隣近所への挨拶や声かけ、近所付き合い」が 63.1%、「危険箇所の把握」が 59.6% と続きます。

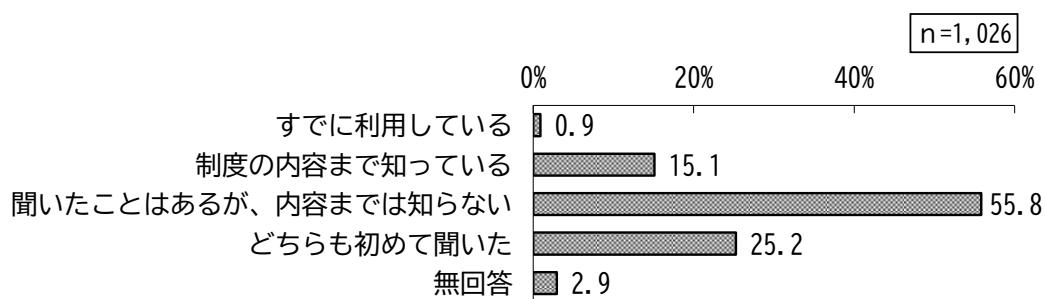


⑦成年後見制度について

問 あなたは、成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業について、どの程度ご存知ですか。(1つに○)

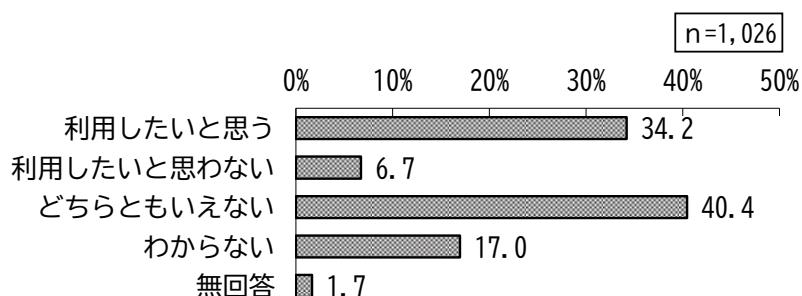
※「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」の両方でもどちらか一方でも該当するものをお選びください。

成年後見制度、日常生活自立支援事業の認知度は、「すでに利用している」が0.9%、「制度の内容まで知っている」が15.1%、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が55.8%、「どちらも初めて聞いた」が25.2%、となっています。



問 将来、あなたご自身やご家族が十分な意思決定能力を持つことができなくなった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。(1つに○)

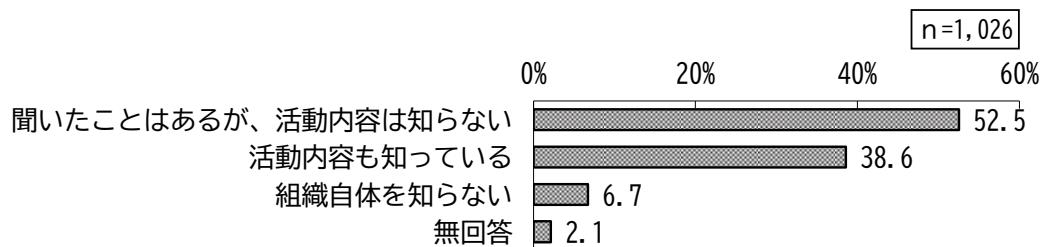
自分や家族が将来、成年後見制度を利用したいかは、「利用したいと思う」が34.2%、「利用したいと思わない」が6.7%、「どちらともいえない」が40.4%、「わからない」が17.0%となっています。



⑧社会福祉協議会について

問 社会福祉協議会についてご存じですか。(1つに○)

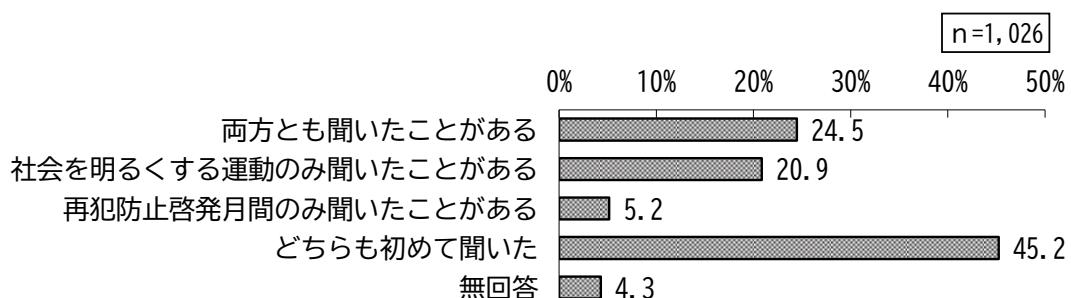
社会福祉協議会の認知度は、「聞いたことはあるが、活動内容は知らない」が 52.5%、「活動内容も知っている」が 38.6%、「組織自体を知らない」が 6.7%となっています。



⑨再犯防止について

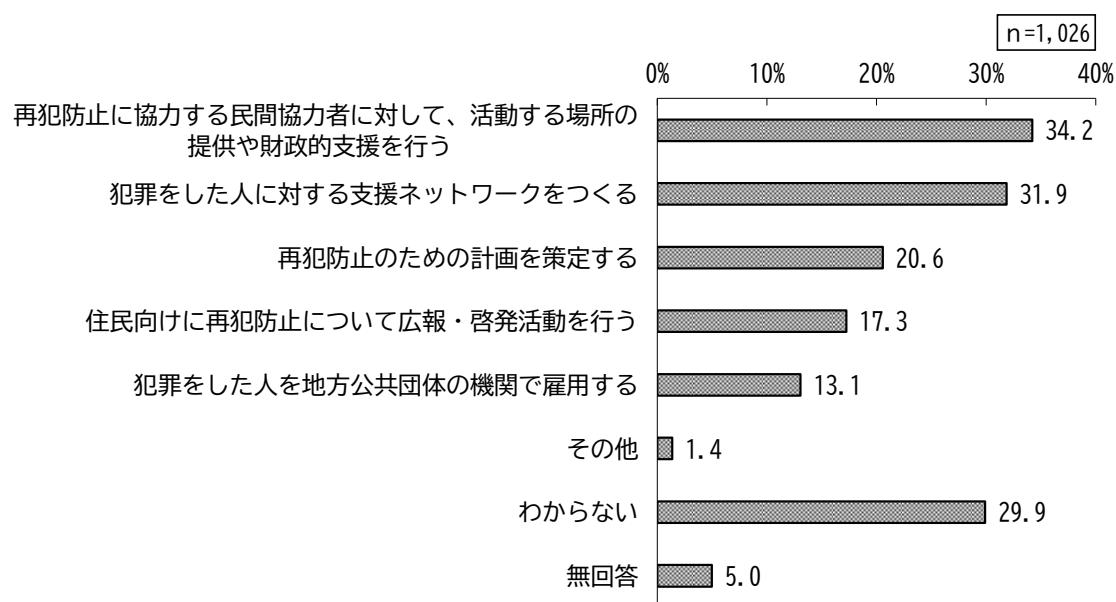
問 再犯防止に関する広報・啓発活動の取り組みとして、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」について聞いたことがありますか。(1つに○)

「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」の認知度は、「どちらも初めて聞いた」が 45.2%と最も多く、「両方とも聞いたことがある」が 24.5%、「社会を明るくする運動のみ聞いたことがある」が 20.9%と続きます。



問 再犯防止を進めるために、町はどのような取り組みが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

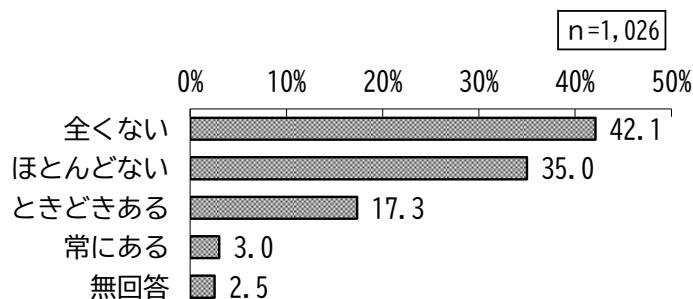
再犯防止のため、町でどのような取り組みが必要かは、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的支援を行う」が34.2%と最も多く、「犯罪をした人に対する支援ネットワークを作る」が31.9%、「再犯防止のための計画を策定する」が20.6%と続きます。



⑩ひきこもり・孤独・孤立防止について

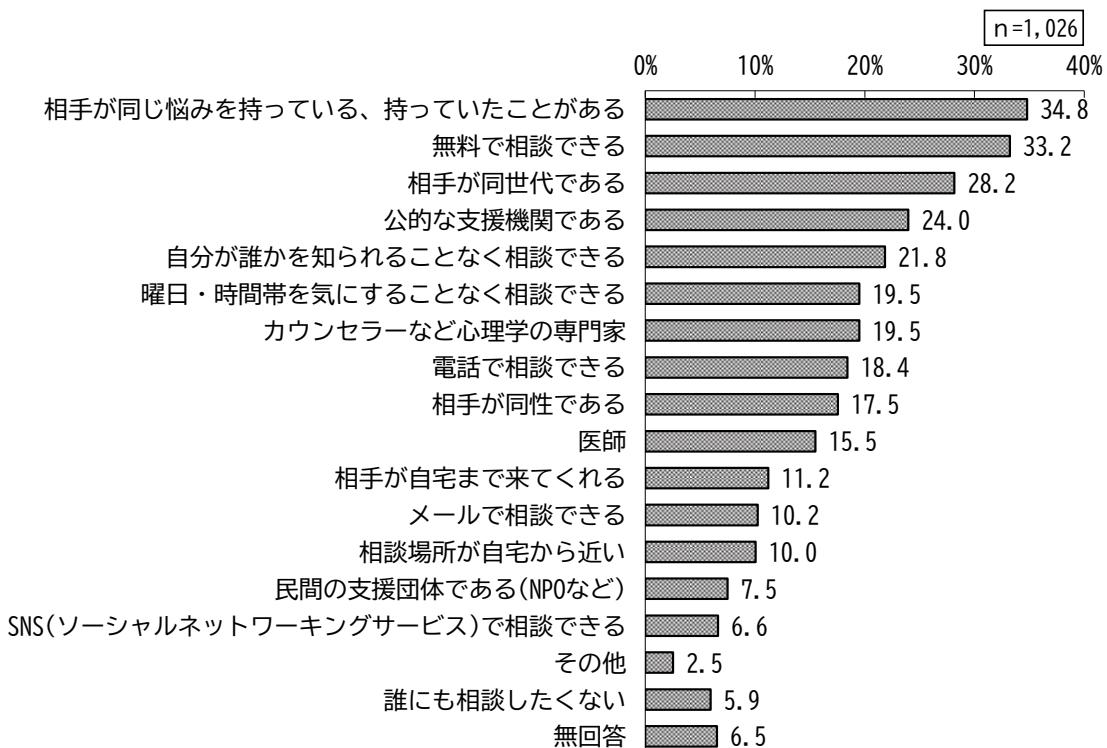
問 あなたは現在、孤独であると感じることがありますか。(1つに○)

現在、孤独だと感じことがあるかは、「全くない」が 42.1%、「ほとんどない」が 35.0%、「ときどきある」が 17.3%、「常にある」が 3.0%となっています。



問 あなたが、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外でどのような人や環境なら相談したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

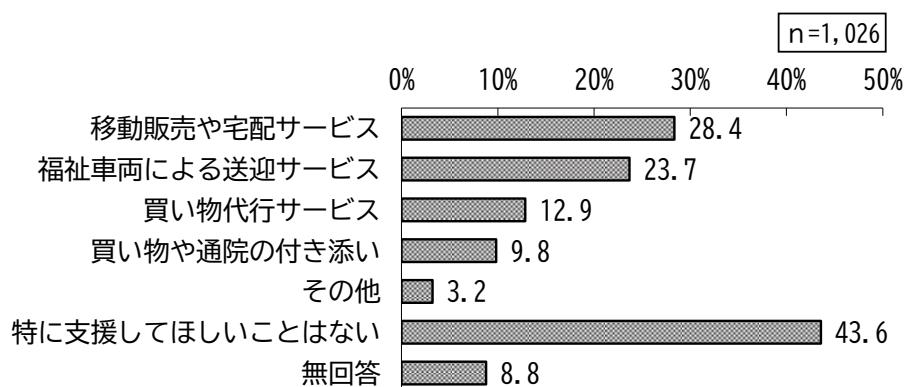
家族や知り合い以外でどのような人や環境に相談したいかは、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が 34.8%と最も多く、「無料で相談できる」が 33.2%、「相手が同世代である」が 28.2%と続きます。「誰にも相談したくない」は 5.9%となっています。



⑪買い物・通院などの移動について

問 買い物や通院などの外出においてどのような支援があると助かりますか。(あてはまるものすべてに○)

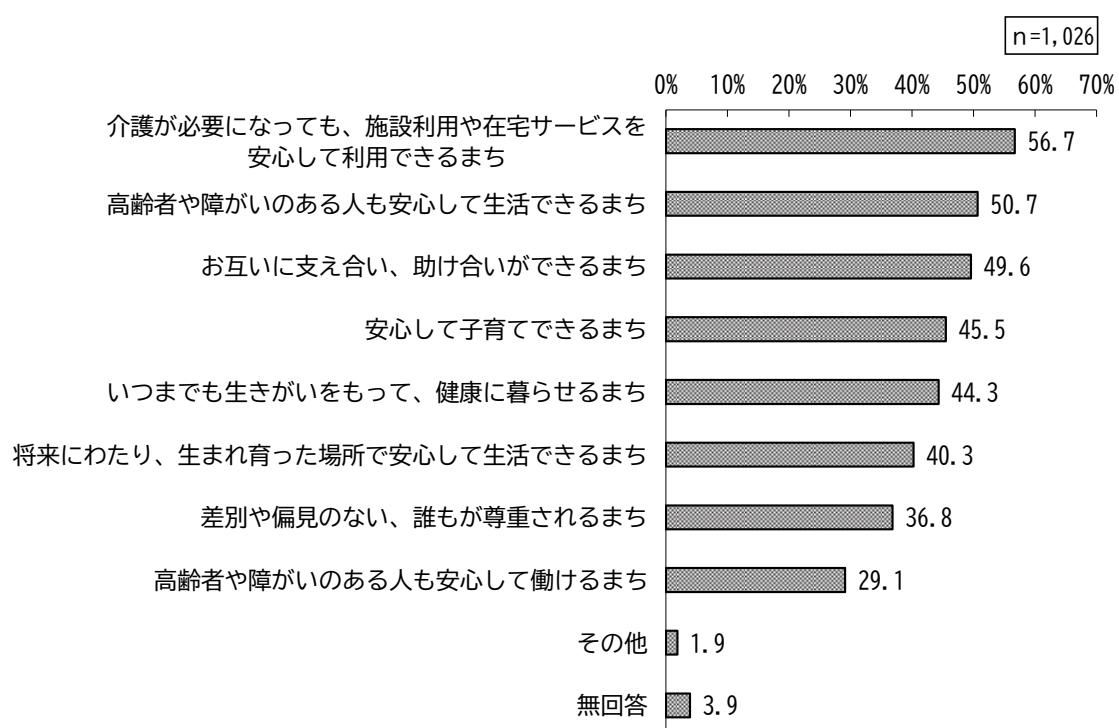
買い物や通院などの外出において希望する支援は、「移動販売や宅配サービス」が28.4%と最も多く、「福祉車両による送迎サービス」が23.7%、「買い物代行サービス」が12.9%と続きます。「特に支援してほしいことはない」は43.6%となっています。



⑫これからの福祉環境について

問 あなたはこれから色麻町をどのような「福祉のまち」にしたいですか。(あてはまるものすべてに○)

色麻町をどのような「福祉のまち」にしたいかは、「介護が必要になっても、施設利用や在宅でサービスを安心して利用できるまち」が、56.7%と最も多く、「高齢者や障がいのある人も安心して生活できるまち」が50.7%、「お互いに支え合い、助け合いができるまち」が49.6%と続きます。



8. 関係団体等調査からみた本町の現状と課題

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、町内で活動や事業を展開されている関係団体等を対象に、地域福祉に関するご意見や地域の現状を把握するために、アンケート調査を実施しました。対象とした団体等は10団体であり、そのすべてから回答を得ました。調査期間は、令和7年8月28日から9月16日までです。

(2) 調査結果からみた本町の現状と課題

以下において、調査結果の概要を示し、そこから明らかになった本町の現状と課題を整理します。

①主な活動分野・他団体との交流

主な活動分野としては、「子どもや高齢者等の居場所づくり」が5団体と最も多く、次いで「地域内や世代間の親睦・交流」が4団体、「子育てに関する支援」と「障がいのある人への支援」、「その他」が3団体となっています（複数回答）。

他団体との交流や協力関係については、「ある」が7団体、「ない」が3団体でした。

②活動上の課題と町に求めたい支援

「構成員や後継者の確保が難しい」が8団体と最も多く、次いで「役員などを引き受けれる人がいない」が6団体、「活動資金が不足している」が4団体となっています（複数回答）。

町に対して求めたい支援については、「人材（構成員や後継者）の確保」が7団体と最も多く、次いで「活動への経済的な支援」、「団体そのものやその活動の周知」、「他団体との交流や協力関係の構築」が4団体、「活動に必要な情報の提供」と「団体の役員等の育成」が3団体となっています（複数回答）。

以上のことから、人材の問題から団体の運営や存続に課題があること、そして、経済的な面で運営に支障をきたしていることが伺えます。

③本町が抱える問題点と必要な取組

本町が抱える問題点としては「空き家の発生、農地や山林の荒廃、獣害の増加など、生活環境が悪化している」が8団体と最も多く、次いで「福祉に携わる人材が不足しており、人材の育成と確保が必要」が7団体、「子どもがインターネットやスマートフォン、ゲーム機ばかりで遊ぶ傾向がある」と「防犯や防災、災害時の避難に対する町民の意識が低い」が6団体となっています（複数回答）。

また、本町で必要な取組としては、「地域住民が気軽に利用し、集まることができる施設の整備」と「日常の移動手段としての公共交通手段の整備」が7団体と最も多く、次いで「地域における子どもや高齢者などへの見守りの体制づくり」と「空き家対策、農地や山林の荒廃防止などの生活環境の保全」が6団体、「健康づくりへの町民の意識の向上と取組の充実」と「貧困、ひきこもり、ヤングケアラー（若年介護者）など、日常生活への支援を

必要とする人たちへの対策の整備」、「交通安全教育の徹底、警察や防犯団体等との連携による安心して暮らせるまちづくり」が5団体となっています（複数回答）。

これらのことから、今後、日常の暮らしをいかに保ちながらも、必要な点をいかに改善していくかが本町の課題となっていることが伺えます。

④地域包括ケアシステムについて

「名前は知っているが、その取組までは知らない」が5団体であり、「名称とその具体的な取組を知っている」の4団体を上回っています。今後、地域包括ケアシステムについての周知が必要であることが読み取れます。

⑤成年後見制度について

「制度名とその内容を知っている」が7団体であり、「制度名は知っているが、その内容は知らない」の3団体を上回っています。

成年後見制度についての疑問・不安については、「自分や家族が利用することは考えていない」が5団体と最も多く、次いで「成年後見人による不正行為が怖い」が4団体、「手続きの方法が分からない」と「他人が成年後見人となることが不安だ」が3団体となっています（複数回答）。

以上のことから、成年後見制度についての正確な知識を分かりやすく広めることが必要となっていることが伺えます。

⑥再犯防止の取組について

「取組は知っているが内容までは知らない」が7団体と最も多く、「まったく知らない」が3団体となっています。今後、取組の概要とその具体的な内容についての周知が重要であると考えられます。

9. 地区の状況

(1) 色麻地区

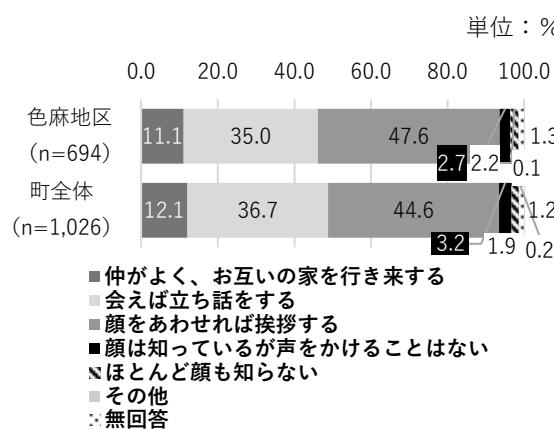
【行政区：南大、北大、大原、伝八・除、一の関、道命、袋、向町、二反田、宿、上郷、王城寺、花川沢口、新田、下黒沢】

①地域の状況

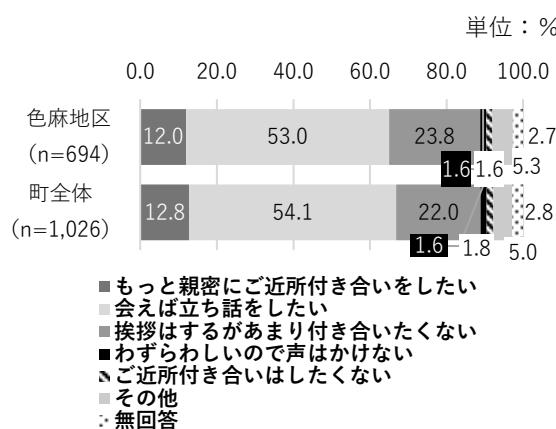
総人口	4,360 人	地域活動	行政区数	15 地区
総世帯数	1,544 世帯		民生委員・児童委員	16 人
高齢者	ひとり暮らし世帯数 高齢者のみ世帯数		公民館・集会所	14 か所 医療機関
要支援・要介護	認定者数 認定率	教育・保育施設	保育所・幼稚園・こども園 放課後児童クラブ	0 か所 1 か所
障害者手帳所持者	身体障害者手帳	福祉施設	高齢者・介護保険施設	3 か所
	療育手帳		障がい者(児)福祉施設	1 か所
	精神障害者保健福祉手帳			資料：保健福祉課

②アンケート調査

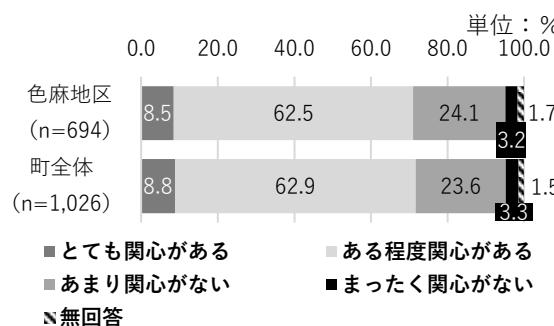
●近所付き合いの状況



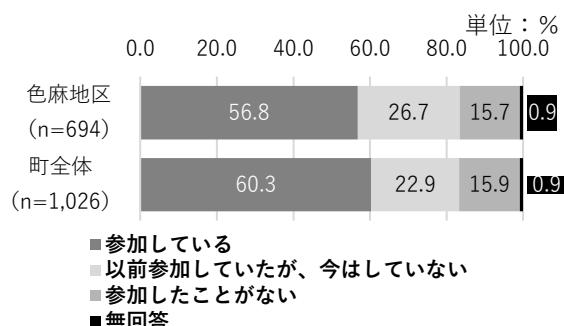
●近所付き合いの希望



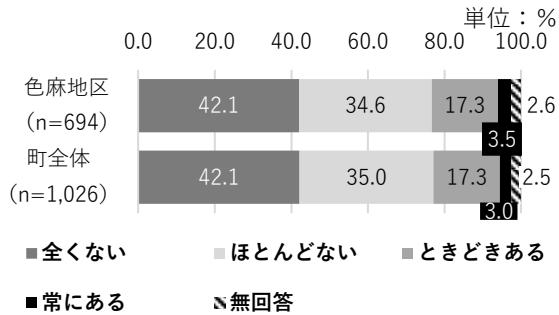
●地域福祉への関心度



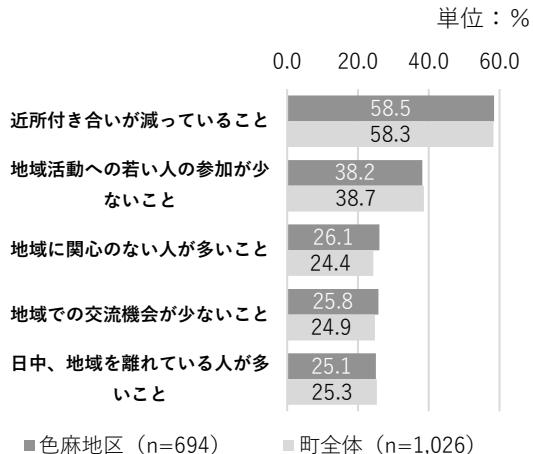
●地域の行事や活動への参加状況



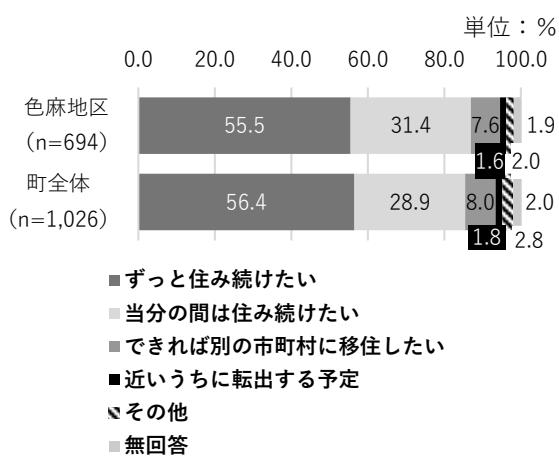
●孤独を感じた経験



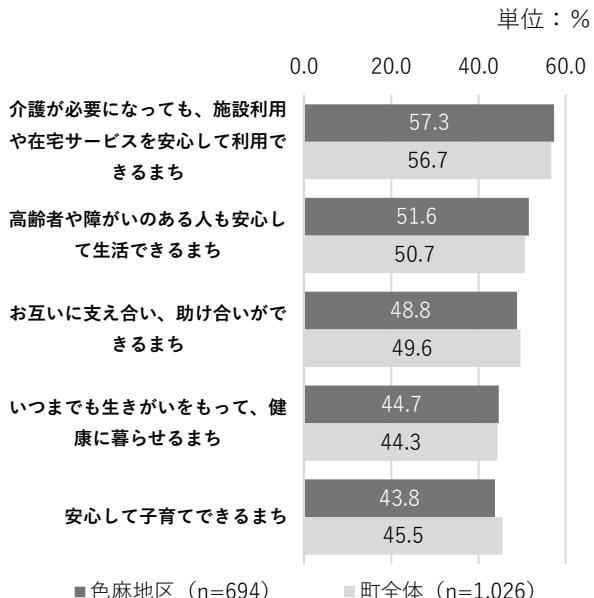
●地域の課題（上位5つ）



●色麻町での定住意向



●「福祉のまち」としての将来像（上位5つ）



③お茶のみ会での地域の声（一部抜粋）

- ・お茶のみ会では顔なじみの人と会えて嬉しい。足腰が弱ってきたから、体操や運動をして悪くならないようにしたい。
- ・お茶のみ会では毎回送迎をしてくれるので助かる。
- ・お茶のみ会に男性の参加者が少ない。
- ・運転はしているがタクシー券はあった方が安心。タクシー券が無いと不安だから助かっている。運転ができなくなると生活ができない。
- ・地域の人が除雪をしてくれることになり良かった。

■色麻地区における各種調査結果

色麻地区は、近所付き合いについては「顔をあわせれば挨拶する」程度と住民の約半数が回答し、地域行事への参加率も町平均を下回っており、課題としても強く意識されています。一方、一部ではお茶飲み会や地区での除雪支援など身近な交流・支え合いも行われており、誰もが安心して生活していくよう、住民ひとり一人の地域福祉への意識醸成と地域での交流を促進することが重要です。

(2) 清水地区

【行政区：上黒沢、下高城、上高城、吉田、志津、鷹巣、清水、高根、平沢、小栗山】

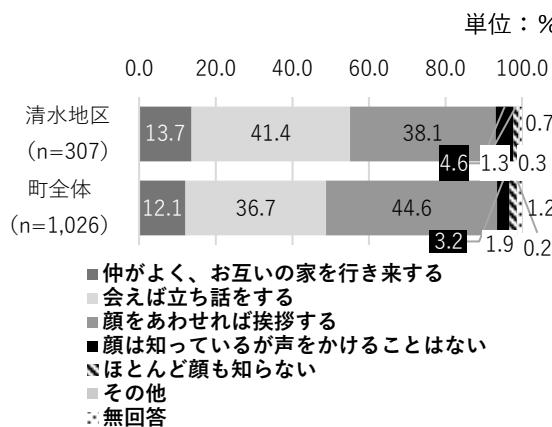
①地域の状況

総人口	1,639人	地域活動	行政区数	10地区
総世帯数	630世帯		民生委員・児童委員	11人
高齢者	ひとり暮らし世帯数 高齢者のみ世帯数		公民館・集会所	11か所
要支援・要介護	認定者数 認定率	医療機関		0か所
障害者手帳所持者	身体障害者手帳	教育・保育施設	保育所・幼稚園・こども園	1か所
	療育手帳		放課後児童クラブ	0か所
	精神障害者保健福祉手帳	福祉施設	高齢者・介護保険施設 障がい者(児)福祉施設	0か所 1か所

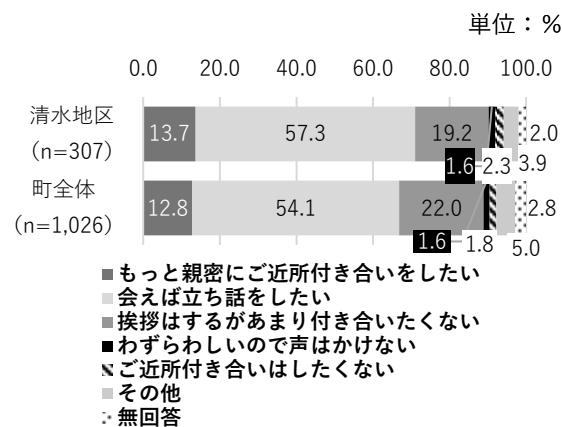
資料：保健福祉課

②アンケート調査

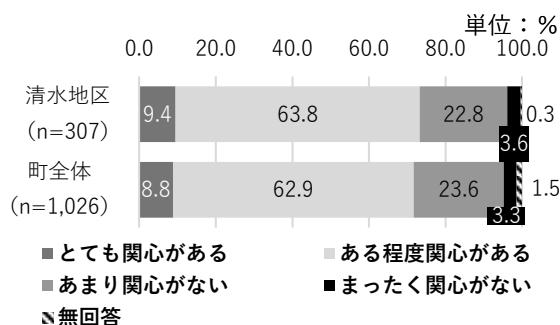
●近所付き合いの状況



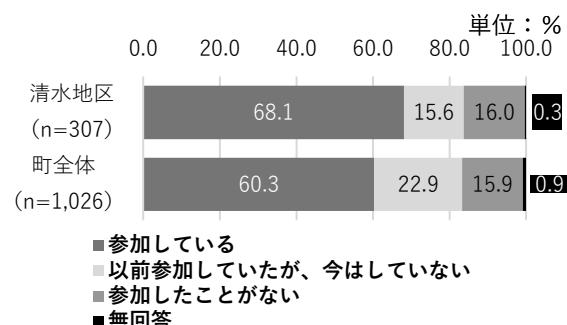
●近所付き合いの希望



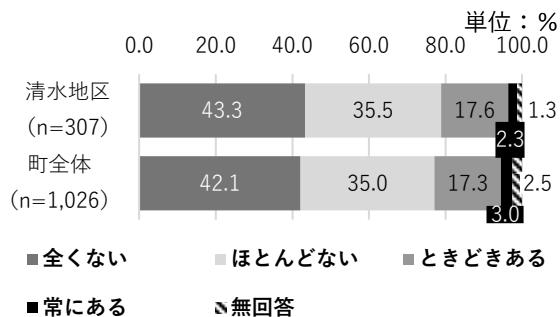
●地域福祉への関心度



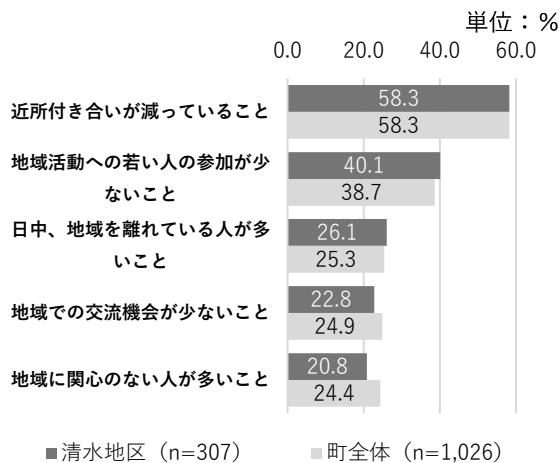
●地域の行事や活動への参加状況



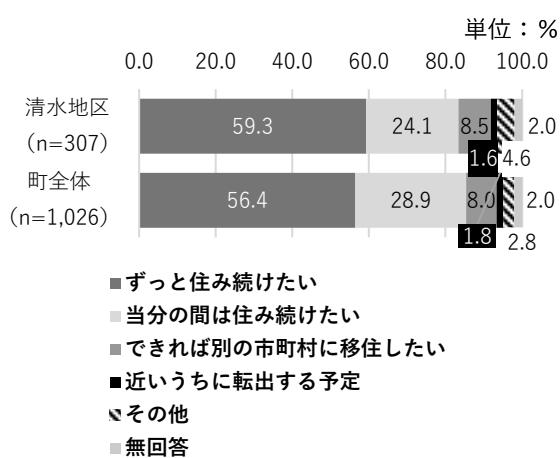
●孤独を感じた経験



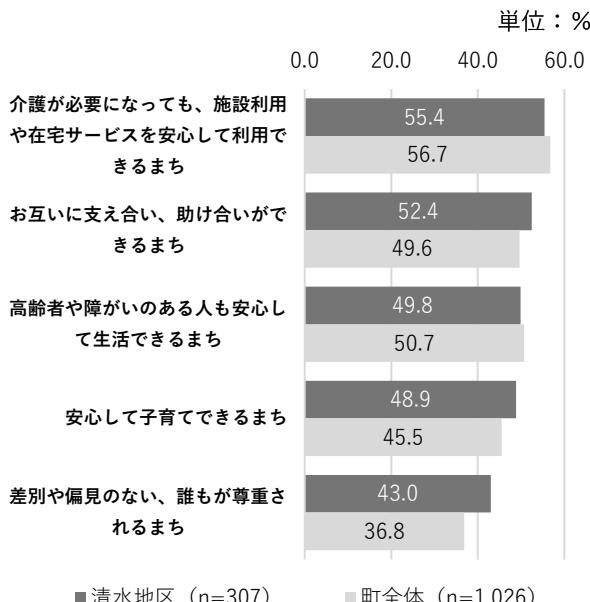
●地域の課題（上位5つ）



●色麻町での定住意向



●「福祉のまち」としての将来像（上位5つ）



③お茶のみ会での地域の声（一部抜粋）

- ・お茶のみ会が楽しみで様々な事を企画してくれるので、感心している。
- ・お茶のみ会では参加者が少ないので声をかけているが参加者が少なく、サポーターの方が多くなっている。
- ・お茶のみ会が楽しみなので毎月開いてほしい。
- ・運転免許証を返納してから移動手段が無くて困っている。家族に頼むのも気が引ける。
- ・家族から危ないから免許返納をすすめられているが、病院や買い物に行くときに車を使うので、免許証が無くなると移動手段が無い。日中、家族は仕事に行っているので、乗せてもらえない。一人暮らし以外の人にもタクシー券がほしい。もしくは、住民バスがあると良い。

■清水地区における各種調査結果

清水地区は、近所付き合いは「会えば立ち話をする」が最も多く、地域行事への参加率も高くなっています。また、さらに深い近所付き合いを求める声も多く、地域福祉への意識の高さがうかがえます。一方で、担い手や移動手段の不足、動物による被害など日常生活に関する不安の声が挙がっており、地域での助け合い・支え合いを進めていくための環境整備と地域リーダーの育成が重要です。

10. 地域福祉についての課題

●課題1 社会的孤立の防止と地域でのつながりの再構築

近年、高齢者のみの世帯や子育て世帯、ひきこもりなど交流機会の少ない人の社会的孤立が問題となっています。令和5年の内閣府調査では、65歳以上の約15%が「日常的に会話する人がほとんどいない」と回答しています。また、本町のアンケートでも「孤独を感じて5年以上」との回答が35.4%あり、早急な対応が必要です。

孤立は緊急時の対応遅れや身体機能の低下、認知症やうつ症状の進行につながる恐れがあります。そのため、趣味活動や地域の集い、世代間交流イベントなど、誰もが参加しやすい場づくりが求められます。さらに郵便局や商店、宅配業者との連携による見守り、SNSや電話での安否確認など、日常的な接触を増やす仕組みも重要です。孤立防止は福祉だけでなく防災や地域活性化にも関わるため、行政・団体・市民が協力し、持続可能なつながりの再構築が必要です。

●課題2 高齢者への生活・介護支援体制の弱体化

本町では高齢化率が38.9%（令和7年）と全国平均の29.3%（令和6年）を大きく上回っており、今後も高齢化が進むことが見込まれます。今後、後期高齢者の増加により、要介護認定者や認知症高齢者の増加が予想されるなかで、家族介護の負担が増すことが考えられます。今後は、行政における介護予防施策の充実や介護サービス提供体制の維持・拡充、さらには市民同士の助け合い活動の普及・推進が必要です。

そのためには、介護人材の育成と確保、働きやすい職場環境の整備、研修制度の整備などによる介護体制の充実も重要であり、行政、社会福祉協議会、福祉関係者、医療機関、そして市民が連携し、限られた地域資源を有効に活用した持続可能な支援体制の構築が求められます。

●課題3 移動と防災に関する体制整備

本町では自家用車以外の移動手段が限られており、自動車を運転できない高齢者や障がい者にとって、通院や買い物などの日常的な外出は大きな負担となっています。特に冬季は積雪や路面凍結のため移動が一層困難となり、健康維持や生活の質にも直結する深刻な課題となっています。現在、公立加美病院への送迎バスの運行と、高齢者や障がいのある方を対象としたタクシー券の助成事業を行っていますが、今後は更なる対策の検討が必要です。

さらに、平常時だけでなく地震や豪雨などの災害時に備えた、要配慮者の避難支援や安否確認体制の確立が重要です。個別避難計画の策定、地域ごとの避難支援チームの組織化、定期的な防災訓練の実施、通信手段の確保など、平常時からの備えが欠かせません。移動と防災の両面から体制を整えることは、地域福祉の基盤を強化し、誰もが安心して暮らせるまちづくりへとつながります。

■第3章 計画の方向性

1. 基本理念

本町は、「色麻町第5次長期総合計画」において、「自然を愛し、人が輝き、夢のある持続可能なまちづくり」を基本理念に掲げています。雄大な自然や地域の文化など、本町の多様な魅力を活かしつつ、町民一人ひとりが地域と関わり、互いにつながることで、元気で活力がある、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

一方で、地域が抱える課題は、社会的孤立、介護や障がい、子育て、生活困窮、ひきこもり、虐待など、社会環境の変化に伴い多様化・複雑化しています。これらの課題解決には、行政だけではなく、町民、ボランティア、NPO、事業者、関係団体、地域社会など、多様な主体がその役割を認識し、連携・協働することが不可欠です。

誰にでも生活上の「困りごと」が生じる可能性があります。そのなかには、本人にとっては深刻でも、周囲の支えがあれば容易に解決できるものも少なくありません。困ったときには、お互いが支え合う存在として、手を差し伸べることが大切です。

以上のこと踏まえ、本計画では、基本理念を「共に支え合い、笑顔あふれる 健やかで安心な町 しかま」とします。

基本理念

共に支え合い、笑顔あふれる 健やかで安心な町 しかま

この基本理念は、本町に住むすべての人が、互いに尊重し合い、助け合いながら安心して暮らせる地域社会を築くことを目指しています。少子高齢化や人口減少、生活様式の多様化など、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、行政だけではなく、町民一人ひとりや地域の団体、福祉関係者が協力し合い、誰もが孤立することなく支え合える仕組みを整えることが重要です。この理念は、子どもから高齢者まで、性別や障がいの有無、生活環境にかかわらず、すべての人が健やかに暮らし、笑顔で日々を送れるようにすることを意味しています。また、地域のつながりを深めることで、災害時や困難な状況においても安心して助け合える「共生のまち」を実現することを目指しています。本町は、この理念のもとに、町民主体の取組と行政の支援を両輪として、持続可能で誰もが暮らしやすいと思える地域福祉の確立とまちづくりを推進します。

2. 計画の基本目標

基本理念を達成するために、次の3つの基本目標に沿った施策を展開します。

基本目標 1

町民が主体的に支え合うまちづくり

少子高齢化と人口減少が進行する中、一人ひとりの町民が地域課題を「我が事」としてとらえ、世代や立場を超えた交流を通して、孤立や不安を防ぎ、安心して暮らせる町を目指します。そのためには、町民の知恵や経験、ネットワークを活用し、日常的な見守りや声掛けによる助け合いを推進します。地域への主体的な関わりは地域への誇りや愛着を育み、災害時などにも強い共助の力となります。

基本目標 2

つながり支え合う仕組みづくり

地域での人と人とのつながりを大切にし、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者など多様な人たちが安心して暮らすことができるよう、顔の見える関係を築きます。そのためには、行政区、民生委員、福祉団体、学校、企業などが連携し、情報や資源を共有して、迅速で的確な支援体制を整備します。日常的な交流や地域での行事を通じて相互理解を図り、自然に助け合える関係を育むことで、地域全体の安心・安全を支える基盤となります。

基本目標 3

誰もが安心して暮らせる地域づくり

高齢者や障がい者、子育て世代など、年齢や障がいの有無、生活環境にかかわらず、多様な人たちが地域の一員として尊重され、互いに支え合う仕組みづくりを図り、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。あわせて、住み慣れた地域で必要な支援を切れ目なく受けられる体制の整備や公共施設等のバリアフリー化等により、誰もが利用しやすい地域環境を整備し、平常時から災害時まで安心・安全なまちづくりを推進します。

3. 施策の体系

-基本理念-

共に支え合い、笑顔あふれる 健やかで安心な町 しかま

基本目標1 町民が主体的に支え合うまちづくり

基本方針	基本施策
1. 地域活動への積極的な参加に向けた意識の向上	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 福祉教育の充実 (3) 地域交流の場の充実
2. 地域活動の担い手やリーダーの発掘と育成	(1) ボランティアの育成と活動への支援 (2) 地域リーダーの発掘と育成

基本目標2 つながり支え合う仕組みづくり

基本方針	基本施策
1. 地域活動への支援	(1) ボランティア団体やNPO等への支援と連携 (2) 行政区での活動等への支援
2. 情報提供と相談支援の充実	(1) 情報提供の充実 (2) 相談支援の充実
3. 見守りや生活への支援の充実	(1) 日常的な見守り支援の構築 (2) ひきこもり・虐待などへの対応 (3) 生活困窮者等への支援 (4) 権利の保護に関する取組 (5) 成年後見制度の利用促進 （色麻町成年後見制度利用促進基本計画） (6) 再犯防止対策の推進 （色麻町再犯防止推進計画）

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本方針	基本施策
1. 地域共生社会の実現	(1) 地域共生社会の実現への取組
2. 福祉サービスの拡充	(1) 福祉サービスの拡充 (2) サービス事業者への支援 (3) 福祉人材の養成と確保
3. 安全・安心の環境づくり	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 (2) 暮らしの安全と災害時における支援体制の整備

■第4章 施策の展開

基本目標1 町民が主体的に支え合うまちづくり

1. 地域活動への積極的な参加に向けた意識の向上

<現状と課題>

本町では人口減少と高齢化が進み、令和7年には高齢化率が38.9%に達しています。安心して暮らせるまちづくりには、町民による地域活動やボランティア活動が欠かせませんが、アンケート調査によると、18歳から29歳の若年層や居住歴5年未満の町民では「参加経験がない」人が多く、課題となっています。

このため、従来の広報に加えて、SNSやホームページを活用するなど、活動を身近に感じられる工夫が求められます。さらに、将来の担い手を育成する観点から、学校教育や生涯学習を通じて子どもや若年層が「支え合いの大切さ」を学ぶ機会を設けることが重要です。

加えて、世代や立場を超えた交流の場が不足している現状を踏まえ、町民が気軽に参加できるイベントを充実させることは、社会的孤立の防止や愛郷心の形成、災害時の相互扶助の土台づくりにつながります。

広報・啓発活動の推進、福祉教育の充実、そして参加しやすい交流の場づくりを通じて、地域活動やボランティアへの参加意識を高めることが、本町における地域福祉の推進には不可欠です。

<施策の方向性>

- 地域福祉についての広報・啓発活動に取組むとともに、地域福祉に対する町民の意識の向上を図ります。
- すべての町民が互いの違いを認め合い、それを尊重する意識の向上を目的に、地域福祉について学ぶ機会を充実させます。
- 町民が気軽に集まり、交流の輪を広げ、ふれあうことを目的に、地域の行事などを活用した交流を図り、誰もが楽しく暮らすことができる地域づくりに取組みます。

<具体的な取組>

(1) 広報・啓発活動の推進

	広報紙やホームページの活用	町	社協	担当課
1	「広報しかま」や町のホームページに、地域福祉に関する活動や制度の紹介記事を定期的に掲載します。また、活動団体の取組や参加者の声を紹介することで、福祉を身近に感じてもらい、町民の活動への参加意欲の向上を図ります。	○		保健福祉課 子育て支援課 総務課
2	SNS やデジタル媒体の活用 若年層の地域福祉への関心を高めるために、SNS や動画配信を活用した広報・啓発活動を行います。	○	社協	担当課 保健福祉課 子育て支援課 地域振興課
3	福祉啓発イベントの開催 色麻町民秋まつりを活用した啓発活動を検討します。	○	社協	担当課 保健福祉課 農林課
4	福祉教育と連携した広報活動（新規） 学校での福祉体験授業など、子どもたちが福祉を理解する機会を広報活動で紹介し、次世代の担い手育成を図ります。	○	社協	担当課 保健福祉課 総務課 教育総務課
5	住民参加型の広報活動（新規） 地域福祉への関心と町民の主体性の向上を図り、町民やボランティア団体などが提供した記事や写真を「広報しかま」や町のホームページに掲載します。また、民生委員・児童委員の活動を紹介し、その活動への理解と周知を図ります。	○	社協	担当課 保健福祉課 総務課
6	子育てについての情報提供 子どもの遊び場である「なかよしキッズサロン」で子育てに関する情報提供やイベントを開催し、子育て世帯への情報の提供を行います。	○	社協	担当課 子育て支援課
7	「社協だより」とホームページの充実 「社協だより」の掲載内容を充実します。また、ホームページの充実を進めます。さらに、社協の事業や地域福祉に関する情報発信を積極的に行い、地域福祉と社会福祉協議会への町民の理解と関心を高めます。		○	社協・総務課
8	支え合い情報誌の発行 地域の支え合い活動を紹介する「支え合い情報誌」の発行を継続し、誌面の充実を図ります。		○	社協・総務課

	SNS を活用した情報発信の推進（新規）	町	社協	担当課
9	SNS の活用などの新たな情報発信のあり方を検討し、幅広い世代、特に若年層への情報発信を図ります。		○	社協・総務課
	色麻町民秋まつりへの参加による啓発活動	町	社協	担当課
10	学校の理解と協力を得て、色麻学園の生徒による色麻町民秋まつりでの募金活動を継続します。		○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 地域の動きや地域福祉に関心を持ち、「広報しかま」や「社協だより」などの広報紙や町・社協のホームページで情報を入手し、周囲の人と共有しましょう。
- 友人や近隣の人に声掛けし、地域活動や行事、イベントなどに積極的に参加しましょう。
- 挨拶や声掛け、地域での交流がまちづくりにおいても重要であることを理解し、その実践に努めましょう。

（2）福祉教育の充実

	統合保育の推進	町	社協	担当課
1	わくわくゆめの樹こども園での障がい児の受入体制のさらなる充実を進め、幼児期から健常児と障がい児との交流を図ります。	○		子育て支援課
	交流教育の推進	町	社協	担当課
2	色麻学園での交流教育の拡充を目的に、障がいのある子どもの受入体制の充実を図ります。	○		保健福祉課 教育総務課
	学校教育における福祉教育の拡充	町	社協	担当課
3	学校教育において、福祉教育と高齢者や障がい者などとの交流活動を通じて、学齢期から「こころのバリアフリー」を育みます。	○		保健福祉課 教育総務課
	副読本を用いての地域福祉教育	町	社協	担当課
4	色麻学園5年生と6年生を対象とした、副読本を活用しての地域福祉教育を継続して行います。	○		教育総務課
	生涯学習での障がい者理解の促進（新規）	町	社協	担当課
5	生涯学習の機会において、障がいの特性や障がい者に対する理解を深めるとともに、地域の各種行事やイベントなどで障がい者と町民が交流する機会づくりに取組みます。	○		保健福祉課 生涯学習課
	地域福祉に関する学習機会の充実（新規）	町	社協	担当課
6	地域福祉に関する講演会や研修会を開催し、町民の地域福祉に対する理解と認識の向上を図ります。	○		保健福祉課

	出前講座の開催	町	社協	担当課
7	地域福祉や人権に対する理解の向上を図るために、町民や各種団体・グループを対象とした出前講座を開催します。	○		保健福祉課 生涯学習課
8	認知症サポーター養成講座の開催 認知症についての正しい知識と理解の定着、地域での見守りの体制づくりを目的に、認知症サポーターの養成に取組みます。また、色麻学園7年生を対象に実施している認知症サポーター養成講座を今後も継続します。	○		保健福祉課
9	色麻学園での福祉教育への協力 色麻学園での福祉教育の授業への協力を継続して行います。今後も学校側のニーズに応じた体験活動を検討します。		○	社協・総務課
10	福祉教育への助成金の交付 加美農業高校と色麻学園を対象に、学校での福祉教育を支援するため、助成金を交付します。		○	社協・総務課
11	「サマーボランティア」での福祉教育 夏休み期間中に児童・生徒を対象に実施している「サマーボランティア」について、体験内容等を検討しながら継続して行います。		○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 子どもたちが地域福祉について学び、その理解を深めることができる地域づくりに取組みましょう。
- 子どもたちへの福祉教育を充実させるために、地域と学校が連携しましょう。
- 支え合い、助け合える地域社会づくりを目指し、積極的に研修会等に参加しましょう。

(3) 地域交流の場の充実

	コミュニティ活動への支援	町	社協	担当課
1	行政区における地域活動や行事等を支援するとともに、集会所等の新築及び増改築や町民主体の地域コミュニティ活動への助成を行います。	○		保健福祉課
2	高齢者の「通いの場」に対する助成（新規） 高齢者の「通いの場」などを運営する団体などの活動を支援し、必要に応じて助成を行います。	○		保健福祉課
3	公民館などの公共施設等の活用（新規） 町民が自由につなうことができる施設として、公民館等の活用を図ります。	○		公民館

	母親クラブへの支援	町	社協	担当課
4	母親クラブの活動を支援し、児童の健全育成を図ります。また、互いの趣味を教え合う「アトリエサロン」での母親同士の交流についても支援を行います。	○		子育て支援課
5	サークル活動への支援 新規サークルの立ち上げやサークル活動への支援を行い、町民同士の交流を図ります。	町	社協	担当課
6	わくわくゆめの樹こども園での世代間交流 わくわくゆめの樹こども園での行事や子どもの遊びを活用し、児童と町民の世代間交流を図ります。	町	社協	担当課
7	スポーツの振興とその取組への支援 体育施設の整備と効果的な運用を進め、町民、特に高齢者がスポーツに親しむことで相互交流を図ります。また、青少年の健全な育成を目的に、スポーツ少年団の活動を支援します。	町	社協	担当課
8	「お茶っこ会」への支援 社協の各支部や町内の団体が開催する「お茶っこ会」の開催を支援するために、経費等の助成をします。	町	○	生涯学習課 保健福祉課 社協・総務課
9	福祉関係団体の活動への支援 町内の福祉関係団体の運営を支援するとともに、その活動への町民の理解を高めるために、「社協だより」や社協のホームページなどを活用して情報提供を行います。	町	○	社協・総務課
10	「お宝発表会」の開催 町民の支え合い活動を発表し、優れた活動を顕彰する「お宝発表会」を開催します。	町	○	社協・総務課
11	わくわくゆめの樹こども園の児童と町民との交流への支援 わくわくゆめの樹こども園の児童と町民とが交流を図る活動を支援し、助成金を交付します。	町	○	社協・総務課
12	ふれあいはーと訪問の実施 町民が、ふれあいはーと訪問協力員として、一人暮らし高齢者の見守り訪問を行います。	町	○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 地域の行事やイベントには進んで参加しましょう。
- 地域の行事やイベントは、誰もが気軽に参加できるようにしましょう。
- 子どもと高齢者など、世代を超えた交流活動に取組みましょう。

2. 地域活動の担い手やリーダーの発掘と育成

<現状と課題>

本町では、ボランティアや地域リーダーの不足が大きな課題となっています。全国的にもボランティア参加率は低く、内閣府の調査（令和4年度）によれば継続的に関わる人は約12%にとどまっています。さらに総務省の調査では自治会加入率も低下しており、人材確保の難しさが浮き彫りとなっています。

このため、町民一人ひとりが主体的かつ継続的に活動できる仕組みづくりが必要です。特に高齢者福祉、子育て支援、防災など多様な分野で町民の力が求められており、学校教育や生涯学習を通じて若者に体験の場を提供し、地域貢献の喜びを実感させることが重要です。また、参加者を継続的に支援し、学びや交流の機会を設けることで、次の活動への意欲を高めることができます。

さらに、行政と町民をつなぐ地域リーダーの存在は活動の存続に直結します。そのため、地域で人材を発掘し、研修や実践を通じて計画的に育成することが必要です。特に若年層や子育て世代が参加しやすいよう、柔軟な活動形態や支援体制を整えることが求められます。

ボランティアの裾野を広げ、地域リーダーを育成することは、地域福祉の基盤を強化し、町民が安心して暮らせるまちづくりにつながります。

<施策の方向性>

- 各種の講座や研修会を開催するなど、町民のボランティア活動への参加を促します。
- 世代や立場を超えた学びと実践の場をつくり、対話・協働・実践力を高める仕組みづくりを進め、地域リーダーの育成を図ります。

<具体的な取組>

(1) ボランティアの育成と活動への支援

	町民向けの講習会の開催（新規）	町	社協	担当課
1	町民による公益性の高い活動や協働による取組について、その関係者や関心がある町民が参加する講習会を開催します。	<input type="radio"/>		保健福祉課
2	子育てボランティアへの支援 町の主催事業や母親クラブ、ボランティア団体についての情報提供を行うなど、子育てボランティア活動を支援します。	<input type="radio"/>		子育て支援課
3	手話奉仕員の養成 手話によるコミュニケーション術を学ぶことを目的とした講座を開催し、手話奉仕員を養成します。	<input type="radio"/>		保健福祉課

	ボランティア活動の啓発と参加の促進	町	社協	担当課
4	ボランティア活動について各種のボランティア養成講座を開催することで、ボランティア活動の啓発と参加の促進を図ります。		○	社協・総務課
5	「傾聴力フェ」の開催 地域の中で町民が集まって話をする場を提供する「傾聴力フェ」の開催を継続します。また、参加者の増加を図るために、催しものの同時開催を検討します。	町	社協	担当課
6	企業や事業所などの社会貢献活動への支援 企業や事業所による社会貢献活動への支援を目的に、ボランティア保険の加入を受け付けます。また、民間の社会福祉事業の資金となる赤い羽根共同募金への協力を引き続き求めます。	町	社協	担当課
			○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- ボランティア活動に興味を持ち、地域での取組についての情報収集を行うことで、ボランティア活動への理解を深めましょう。
- 自らが行っているボランティア活動について、積極的な情報発信を行いましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加し、また、周囲の人を誘って活動の輪を広げましょう。

(2) 地域リーダーの発掘と育成

	資格取得のための情報提供	町	社協	担当課
1	広報紙・ホームページ等で資格取得に向けた情報を提供します。	○		保健福祉課 総務課
2	介護予防センター養成講座の開催 地域で介護予防に取組む「通いの場」において、体操の指導を行う「介護予防センター」を養成します。特に若年層のサポート一養成を図ります。	町	社協	担当課
3	認知症センター養成講座の開催（再掲） 認知症についての正しい知識と理解の定着、地域での見守りの体制づくりを目的に、認知症センターの養成に取組みます。また、色麻学園7年生を対象に実施している認知症センター養成講座を今後も継続します。	○		保健福祉課
4	食生活改善推進員（ヘルスマイト）の養成 食生活改善の取組を普及させるために研修会等を開催し、食生活改善推進員（ヘルスマイト）を養成します。	町	社協	担当課
		○		保健福祉課

	地域学校協働活動推進員の養成と確保	町	社協	担当課
5	子どもを地域全体で育てるための制度である「地域学校協働活動推進事業」を担う地域学校協働活動推進員の養成と確保に向けた研修等の開催を検討します。	○		生涯学習課

<地域・町民が取組むこと>

- 世代や立場を超えた交流の機会に積極的に加わり、お互いの経験や知恵を共有して学び合いましょう。
- 地域活動やボランティア活動に積極的に関わり、次世代へ経験と役割を引き継ぐ意識を持って行動しましょう。
- 若者や転入者を温かく受け入れ、地域全体で新しいことへの挑戦を後押しする気風を育みましょう。

基本目標2 つながり支え合う仕組みづくり

1. 地域活動への支援

<現状と課題>

本町では、地域のつながりを維持し、安心して暮らせる環境づくりが課題です。そのためには、ボランティア団体や NPO、行政区単位の活動を持続的に支援する仕組みが必要です。

現在、行政区が主体となる「お茶っこ会」など多様な取組が行われていますが、担い手不足や資金難が課題です。令和4年度の全国のボランティア参加率(内閣府調査)は26.9%であり、特に若年層は20%未満と低くなっています。本町でも人口5,991人(令和7年)のうち65歳以上が2,330人(高齢化率38.9%)であり、担い手不足は深刻です。

今後は町が主体となり、若年層や子育て世代を対象とした人材育成講座や、企業・大学との協働による資金調達の仕組みを整えることが望まれます。さらにホームページやSNSで活動について発信し、新たな参加者を呼び込むことも重要です。

行政区活動では、清掃や防災訓練、行事運営が続けられてきましたが、人口減少に伴い役員のなり手不足が深刻な問題です。町による助成や情報提供に加え、今後は、複数区の合同実施や役員体制の見直しなどを検討し、持続的な取組が必要です。

地域活動の支援は補助金だけでなく、町民・行政・団体が協働する新たな枠組みを構築し、地域の力を引き出すことが、町全体の活力向上のためにも重要です。

<施策の方向性>

- 本町において活動を行っているボランティア団体やNPOを支援し、地域福祉活動の継続や活性化を図ります。
- 町民にとって身近な存在である行政区に対して、地域活動を継続し、その充実を図ることができるように、人材の育成や補助金の交付等の支援を行います。

<具体的な取組>

(1) ボランティア団体や NPO 等への支援と連携

	日本赤十字社の社資の募集	町	社協	担当課
1	災害時等に救護・医療活動を行う団体である日本赤十字社の社資の募集を継続します。	○		保健福祉課
2	色麻町衛生組合連合会による環境美化活動への支援 共同体意識の維持と環境美化への意識の向上を目的に、行政区単位での環境美化活動を支援します。	町	社協	担当課
3	広報・情報発信への支援 「広報しかま」「社協だより」や町・社会福祉協議会のホームページでボランティア団体や NPO の活動を分かりやすく紹介します。	町	社協	担当課
4	社会福祉協議会との連携強化 地域福祉の充実を図るために社会福祉協議会との連携を強化します。特に、生活支援コーディネーターによる生活支援体制整備事業の推進を図ります。	町	社協	担当課
5	ネットワークづくり（新規） さまざまな団体と行政・社会福祉協議会との連携を図り、情報交換や活動の協働を推進します。	町	社協	担当課
6	ボランティア団体や NPO との情報共有・周知 ボランティア団体や NPO に対し、助成金の案内等の情報共有・周知を行います。	町	社協	担当課
7	福祉団体等との交流と協力 色麻町ボランティア友の会や色麻町介護者家族の会、色麻町遺族会との交流と協力を継続します。	町	社協	担当課

<地域・町民が取組むこと>

- 友人や近隣の人に声掛けし、地域のさまざまな活動に積極的に参加しましょう。
- 自分にできる地域活動やボランティア活動の情報を集め、積極的に参加しましょう。

(2) 行政区での活動等への支援

	行政区での交流事業への支援（新規）	町	社協	担当課
1	行政区で「ミニデイサービス」「健康体操教室」などの交流事業を行う際に、会場提供や講師派遣などの支援を行います。	○		保健福祉課
2	福祉的観点を取り入れた防災体制づくり 地域での防災訓練や災害時での自主防災組織の活動においては、要配慮者の避難支援や安否確認について配慮します。	○		保健福祉課 総務課
3	地域の環境美化の取組 行政区単位で実施している、幹線道路添いの環境美化活動を今後も行います。	○		町民生活課
4	民生委員・児童委員との連携強化 行政区ごとに配置されている民生委員・児童委員と連携し、町民の困りごとを早期に把握し、必要な支援につなげます。また、民生委員・児童委員協議会定例会への参加を継続し、情報共有と連携を図ります。	○	○	保健福祉課 総務課 社協・総務課
5	支部活動（行政区別）への支援 地域における福祉に関する活動資金として、支部育成費の助成を継続します。また、各支部の活動への参加等を今後も行います。		○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 行政区での活動に積極的に参加し、地域のつながりと支え合いを育みましょう。
- 地域行事や防災訓練などを通じて、世代間交流と協働の機会を広げていきましょう。
- 新たな担い手の発掘や育成を図り、地域活動の継続と活性化を図りましょう。

2. 情報提供と相談支援の充実

<現状と課題>

本町では高齢化が進み、令和7年には高齢化率が38.9%であり、2045年には45%を超える見込みです。ひとり暮らし世帯も全体の16%を占め、特に高齢単身や高齢夫婦世帯の増加が目立っています。

一方で、生活困窮や障がい、子育てなどに関する相談は複雑化・多様化しており、町民が求める支援も広がっています。現在は保健福祉課や社会福祉協議会が窓口を担っていますが、分散しているため改善の余地があります。高齢者支援は地域包括支援センターを中心に一定の機能を果たしていますが、子育て世帯やひきこもり、虐待、ヤングケアラーなどへの対応には課題が残っています。特にひきこもりや虐待、ヤングケアラーは相談先が限られ、早期対応が難しい状況です。

また、情報提供は広報紙や回覧板、窓口を中心であり、就労世代や子育て世代には利用しづらい面があります。

こうした課題に対応するためには、①SNSを活用した情報発信、②相談窓口の一元化、③オンラインや電話による相談体制の拡充が有効です。在宅でも相談しやすい環境を整え、行政・社会福祉協議会・地域の各団体が連携して、誰もが必要な支援を確実に受けられる体制づくりが求められます。

<施策の方向性>

- 誰もが必要なときに必要な情報が入手できるよう、さまざまな方法での情報提供を図ります。
- 複雑化・多様化する町民のニーズや地域での課題を解決するために、相談体制の充実を図ります。また、相談内容の状況に応じて必要な支援につなげます。

<具体的な取組>

(1) 情報提供の充実

	子育て支援サイト・アプリの活用による情報提供	町	社協	担当課
1	子育てに関する情報提供の円滑化を図り、子育て支援サイト・アプリを活用します。また、乳幼児の成長を記録し、予防接種や離乳食の情報提供が可能な電子母子手帳機能を提供します。	<input checked="" type="radio"/>		保健福祉課 子育て支援課
2	障がいに関する正しい知識の普及・啓発	町	社協	担当課
	障がいについての理解の向上を図るために、障害者週間や各種の行事等の機会に、正しい知識の普及・啓発を行います。	<input checked="" type="radio"/>		保健福祉課 総務課

	『暮らしのガイドブック』の内容の充実	町	社協	担当課
3	『暮らしのガイドブック』の内容を充実し、本町の保健・医療・福祉の各種サービスや関連する情報を一元的に掲載します。	○		保健福祉課 総務課
4	医療・介護の資源の把握と周知 在宅医療と介護の連携を目的に、近隣の医療機関や介護事業所等の情報をまとめた冊子を作成し、町民、医療機関、介護事業所等に配布します。	町	社協	担当課
5	自死予防週間及び自死対策強化月間での広報・啓発活動 「広報しかま」や町のホームページなどを活用し、自死予防に関する広報・啓発活動を行います。	○		保健福祉課 総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 日頃から福祉に関する情報を入手し、周囲の人と共有しましょう。
- 町や社会福祉協議会が発信する情報に关心を持つようにしましょう。

(2) 相談支援の充実

	福祉総合相談窓口の設置（新規）	町	社協	担当課
1	保健福祉センター内に「福祉総合相談窓口」を設け、生活困窮、介護、子育て、障がいなどの幅広い相談を一元的に受け付けます。また、複雑化・多様化・複合化する課題を整理し、適切な部署や専門機関と連携し、迅速に対応します。	○		保健福祉課
2	専門職による相談体制の強化 保健師、社会福祉士などの専門職を配置し、専門的な視点から相談に対応します。また、医療・福祉・教育などの多分野と連携し、多様な課題に対応できる体制を整備します。	町	社協	担当課
3	アウトリーチ型支援の実施（新規） 民生委員・児童委員や福祉団体と連携し、相談窓口に来る人が難しい人に対して家庭訪問や地域巡回を行い、課題の早期発見・早期支援を図ります。特に高齢者やひきこもりの若者など、支援につながりにくい人たちへの対応を強化します。	○		保健福祉課
4	電話相談の拡充とオンライン相談の体制整備 子育てホットラインの体制を拡充し、子育て支援全般についての電話相談に対応するとともに、オンライン相談の体制を整備します。	町	社協	担当課

	障害者相談員による相談対応	町	社協	担当課
5	身体及び知的に障がいのある人とその家族の相談に対応します。障がいにより相談窓口に来ることが難しい人に対しては、家庭を訪問しての相談対応を行います。	○		保健福祉課
6	消費生活相談窓口の設置 消費生活上のトラブルや特殊詐欺などの被害防止を目的とした相談窓口を設置します。	町	社協	担当課
7	生活相談所での相談対応 日常生活での困りごとを抱える町民からの相談を受け、生活支援や福祉サービス利用につなげます。また、家計相談や就労支援なども含め、生活再建を支援します。	町	社協	担当課
			○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 悩みごとや困りごとを抱え込まず、身近な人や相談機関に相談しましょう。
- 町民の身近な相談先である民生委員・児童委員は、地域の人たちとの信頼関係を構築し、行政や関係機関と連携して解決方法を検討しましょう。

3. 見守りや生活への支援の充実

<現状と課題>

本町では高齢化と人口減少が進み、ひとり暮らしや高齢夫婦世帯の増加により、日常生活の安全確保や孤立防止が大きな課題となっています。子どもや子育て世帯への見守りも求められていますが、訪問活動や交流事業は担い手不足で継続が難しい状況です。今後は地域の多様な主体が協力し、日常的な声掛けや登下校時の見守りを強化する体制づくりが必要です。

また、ひきこもりや虐待、ヤングケアラーなどの問題は早期発見が重要であり、特に「8050問題」(80歳代の親と50歳代の子の同居・ひきこもりの問題)は全国的に深刻化しており、内閣府の調査によると、全国でひきこもり状態にある人は146万人(令和4年)と推計されています。地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、切れ目のない支援を行うことが求められます。

さらに、生活困窮者への支援では、就労や生活再建に向けた相談体制の活用が十分でなく、町と社会福祉協議会が連携して制度や地域資源を結びつけることが重要です。

これらの取組を通じて、高齢者や子育て世帯を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めることが、本町での重要な課題です。

<施策の方向性>

- 支援を必要とする町民や家庭を見守り、日常から助け合う関係づくりを進めます。
- ひきこもりや虐待を早期発見し支援につなげ、関係機関と連携して社会的孤立の防止と安心な暮らしを支援します。
- 経済的困難や生活課題を抱える町民に対し、早期での就労・生活・居住への支援を行います。
- 高齢者・障がい者・子どもの権利を守り、行政等が連携して相談支援や啓発を行います。
- 高齢者や障がい者の権利擁護と意思の尊重、自己決定の支援を図るために、成年後見制度の利用を促します
- 犯罪者の社会復帰を支援し、再犯を防ぐための教育・就労支援や地域との連携を強化します。

<具体的な取組>

(1) 日常的な見守り支援の構築

	要支援者名簿の整備と活用	町	社協	担当課
1	高齢者や障がい者など、災害時に支援が必要な人を対象にした名簿を作成・更新します。平常時から地域の見守り活動に活用し、非常時には避難支援や安否確認に役立てます。	○		保健福祉課 総務課
2	ICT（情報通信技術）を活用した見守り支援（新規）	町	社協	担当課
2	見守りを希望する高齢者などの自宅にセンサーや緊急通報装置を設置し、異常があれば町や家族に知らせる仕組みを導入します。	○		保健福祉課
3	ひとり暮らしの高齢者世帯の見守り	町	社協	担当課
3	ひとり暮らしの高齢者世帯を訪問し、生活実態を把握とともに、見守り支援を行います。また、必要に応じて緊急連絡先の把握に努めます。	○		保健福祉課
4	児童の登下校時のボランティア活動	町	社協	担当課
4	学校支援ボランティアによる、児童の登下校時の見守り活動を行います。	○		生涯学習課
5	「さわやか会」の活動	町	社協	担当課
5	70歳以上の単身・夫婦世帯を対象に、日常の支援体制づくりや孤独感解消を目的に、世帯交流会や小旅行を行います。		○	社協・総務課
6	地域見守り活動による把握	町	社協	担当課
6	民生委員・児童委員、町民と協力し、見守り活動のなかで虐待やひきこもりの兆候を早期に把握し、その情報をもとに専門機関等と連携して対応します。		○	社協・総務課
7	高齢者世帯の実態調査の実施	町	社協	担当課
7	民生委員・児童委員の協力のもと、今後も高齢者世帯の実態調査を行います。		○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 日常のあいさつや声掛けを通じて、地域の子どもや高齢者の小さな変化に気づけるような関係を作りましょう。
- 見守り活動やボランティアに協力し、支援を必要とする家庭を地域全体で支える意識を育みましょう。

(2) ひきこもり・虐待などへの対応

	専門相談窓口の設置（新規）	町	社協	担当課
1	保健福祉センター内に「ひきこもり」「虐待」の相談窓口を設置し、専門職（保健師・社会福祉士など）が対応します。複雑な課題を抱える家庭に対しては、医療・教育・警察など関係機関と連携して支援します。	○		保健福祉課 子育て支援課
2	虐待防止・DV 防止の啓発（新規） 「広報しかま」や学校での講話を通じて、児童虐待や DV の防止についての啓発活動を行い、町民が「気づき・通報できる」環境を整えます。また、児童虐待防止法の周知に今後も取組みます。さらに、要保護児童対策地域協議会による児童虐待の未然防止と早期発見、迅速な対応を図る一方で、町民を対象とした講演会や研修会を開催します。	○		保健福祉課 子育て支援課
3	ひきこもり支援体制の整備（新規） ひきこもり状態にある若者とその家族を対象に、相談会や家族教室を開催します。また、専門機関や就労支援機関と連携し、社会参加を支援します。	○	○	保健福祉課 社協・総務課
4	地域見守り活動による把握（再掲） 民生委員・児童委員、町民と協力し、見守り活動のなかで虐待やひきこもりの兆候を早期に把握し、その情報をもとに専門機関等と連携して対応します。		○	社協・総務課
5	家族支援・交流の場づくり ひきこもりに悩む家族が安心して相談できる「家族交流会」を設け、社会的孤立を防ぎます。		○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 虐待やひきこもりに関する正しい知識を学ぶことで偏見をなくし、支援につながる環境を整えましょう。
- 不安や異変を感じた際には、ためらわずに地域の相談窓口や関係機関へ情報を伝えましょう。

(3) 生活困窮者等への支援

	住宅確保給付金や生活支援制度の活用	町	社協	担当課
1	失業や収入減などにより住居を失う恐れのある人に対し、住居確保給付金などの制度を案内します。また、生活保護制度や各種貸付制度の活用も視野に入れ、生活基盤を守ります。	○		保健福祉課

	就労支援・職業訓練の実施	町	社協	担当課
2	ハローワークや職業訓練機関と連携し、生活困窮者が就労に必要な技能を身につけられるように支援します。また、ハローワークと連携し、職業紹介を行います。	○		保健福祉課 町民生活課
3	生活保護の申請への対応など 大崎保健福祉事務所と連携し、生活保護についての相談や申請手続きに対応します。また、生活困窮者への支援策についても検討します。	○		保健福祉課
4	無料職業紹介事業の継続 公共職業安定所と連携し、求職者への職業紹介を継続して行います。	○		町民生活課
5	生活福祉資金・生活安定資金の貸付 生活安定の援護を目的とした生活福祉資金・生活安定資金を活用した生活再建について、相談対応と事務手続を行います。		○	社協・総務課
6	罹災者への救護活動 火災等の罹災者への救護活動として、今後も見舞金の贈呈を行います。		○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- フードバンクや子ども食堂などの地域活動に関わり、生活困窮世帯を支える仕組みに協力しましょう。
- 困りごとを抱える人を偏見なく受け入れ、相談窓口や支援機関へつなぐ役割を果たしましょう。

(4) 権利擁護に関する取組

	消費者被害防止の啓発と相談窓口の整備	町	社協	担当課
1	高齢者を狙った悪質商法や詐欺の被害を防ぐため、「広報しま」やチラシなどを使って啓発活動を行います。また、消費生活相談窓口を整備し、被害にあった場合に迅速に対応できる体制を整えます。	○		町民生活課
2	差別や人権侵害への対応 人権相談日を設け、差別やハラスメントなどの人権侵害に関する相談を受け付けます。また、法務局や弁護士会などと連携し、必要な支援を行います。	○		町民生活課
3	権利擁護に関する啓発活動 「人権ミニフェスティバル」を開催し、人権に関する作文の朗読や、講話を通じて権利擁護についての啓発活動を行います。	○		町民生活課

	障害者相談支援事業の実施	町	社協	担当課
4	障がい者（児）からの相談に対し、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止とその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者（児）の権利擁護のために必要な援助を行います。	○		保健福祉課
5	権利擁護に関する知識・制度の普及啓発 広報紙・ホームページ等で成年後見制度、日常生活自立支援事業「まもりーぶ」についての周知・啓発を行い、相談内容にも応じた各種制度の説明や関係機関の案内等を行います。	○	○	保健福祉課 社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 日常生活において差別や不当な扱いに気づいたときは、ためらわず相談窓口や関係機関に伝えましょう。
- 消費者被害や人権侵害に関する正しい知識を学び、地域での啓発活動や情報共有に協力しましょう。
- 高齢者や障がい者、子どもなどの声に耳を傾け、安心して暮らせる地域づくりに加わりましょう。

(5) 成年後見制度の利用促進（色麻町成年後見制度利用促進基本計画）

	成年後見制度の利用促進	町	社協	担当課
1	保健福祉センター内に成年後見制度の相談窓口を設け、制度の概要や利用方法を分かりやすく説明します。また、町民が気軽に相談できる体制を整備し、制度の利用促進を図ります。さらに、弁護士による研修会を継続して行います。	○		保健福祉課
2	制度の周知・啓発活動 「広報しかま」や町のホームページ、講演会などを通じて、成年後見制度の必要性や活用事例を紹介します。また、町民が制度を身近に感じ、利用を検討しやすくなるように啓発活動を行います。	○		保健福祉課
3	専門職や関係機関との連携（新規） 弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの専門職の団体や関係機関と連携し、制度利用に必要な支援体制を整備します。	○		保健福祉課
4	成年後見制度利用支援事業の実施 成年後見制度町長申立の対象となった方へ制度の利用に要する費用等を助成し、支援します。	○		保健福祉課

	日常生活自立支援事業の活用	町	社協	担当課
5	成年後見制度と日常生活自立支援事業と比較し、本人の判断能力に応じて、成年後見制度が必要と判断される際は、その利用につなげます。		○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 成年後見制度の仕組みや役割を知り、正しい理解を広めることで利用への不安をなくしましょう。
- 判断能力の低下が見られる人に気づいたときは、相談窓口や専門機関に知らせましょう。
- 地域の見守り活動や交流を通じて、制度が必要な人を孤立させず支援につなぐ環境を整えましょう。

(6) 再犯防止対策の推進（色麻町再犯防止推進計画）

	就労支援プログラムの整備（新規）	町	社協	担当課
1	経済的自立による再犯リスクの減少を目的に、地元企業やハローワークと連携し、安定した職に就くことができるよう、職業紹介、職業訓練や就労体験の機会を提供します。	○		保健福祉課 町民生活課
2	相談体制の整備（新規）	町	社協	担当課
2	精神的な不安や生活上の悩みに対し、継続的に面談を行うことで、社会的孤立を防止するとともに、ストレスの軽減を図ります。	○		保健福祉課
3	更生保護施設との連携（新規）	町	社協	担当課
3	福祉サービス等を必要とする更生保護施設の入所者が必要とする支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設との連携を図ります。	○		保健福祉課
4	高齢者等への適切な福祉サービスの提供（新規）	町	社協	担当課
4	高齢者または障がい者であって自立した生活を営むうえでの困難を有する人等に対し、必要な保健・医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう、関係機関・団体との連携を図ります。	○		保健福祉課
5	「社会を明るくする運動」を通じた理解の促進	町	社協	担当課
5	「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会をつくるため、犯罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する町民の理解の促進に取組みます。	○		総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 出所者や保護観察対象者を偏見なく受け入れ、地域活動や交流を通じて社会復帰を支援しましょう。
- 再犯防止に関する正しい理解を深め、講座や啓発活動に加わることで地域全体の意識を高めましょう。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり

1. 地域共生社会の実現

<現状と課題>

本町が目指す地域共生社会の実現には、「地域包括ケアシステム」を基盤とし、誰もが安心して暮らせる仕組みを整えることが重要です。医療・介護・福祉・生活支援を一体的に提供することで、高齢者や障がい者、子育て世帯など、あらゆる世代が必要な支援を身近で受けられる体制を築く必要があります。

同時に、「多様性の尊重」が欠かせません。年齢や性別、障がいの有無、国籍や生活背景にかかわらず、一人ひとりの存在や役割を認め合うことで、地域に参加する意欲や居場所を広げることができます。

さらに、「地域でのネットワーク」を強化することが、共生社会の実現を支える力となります。行政や社会福祉協議会だけでなく、NPO、企業、学校、行政区など多様な主体がつながり、情報や資源を共有することで、課題に迅速かつ柔軟に対応できる地域づくりが可能となります。

これらの取組を総合的に進めることで、町民一人ひとりが支え合い、安心して暮らし続けられる「地域共生社会の実現」を目指します。

<施策の方向性>

○年齢や障がいの有無、国籍や生活状況などにかかわらず、すべての人が地域の一員として尊重され、支え合いながら暮すことができる地域づくりを進めます。

<具体的な取組>

(1) 地域共生社会の実現への取組

	福祉総合相談窓口の設置と運営（再掲）	町	社協	担当課
1	保健福祉センター内に「福祉総合相談窓口」を設け、生活困窮、介護、子育て、障がいなどの幅広い相談を一元的に受け付けます。また、複雑化・多様化・複合化する課題を整理し、適切な部署や専門機関と連携し、迅速に対応します。	○		保健福祉課
	地域包括ケアシステムの推進	町	社協	担当課
2	医療・介護・福祉・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を推進し、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めます。	○		保健福祉課

	多様性を尊重するための啓発活動（新規）	町	社協	担当課
3	障がい者や外国人、性的マイノリティなど多様な人々が受け入れられる地域社会を目指し、人権尊重や多文化共生に関する啓発活動を行います。	○		保健福祉課 地域振興課
4	農福連携についての情報収集（新規）	町	社協	担当課
4	障がいのある方などの就労機会の拡大を図るために、関係課と協議し、農福連携についての情報収集を行います。	○		保健福祉課 農林課
5	多世代交流の場づくり（新規）	町	社協	担当課
5	町民や各種団体と協力し、ふれあい食堂や学習支援の場など多世代交流の場づくりを進めます。	○	○	保健福祉課 社協・総務課
6	住民主体の地域福祉活動の推進（新規）	町	社協	担当課
6	活き生き長生き教室やミニデイなど、町民が主体となって行う活動を支援し、世代や立場を超えた交流を促進するとともに、地域でのつながりを強め、社会的孤立を防ぎます。		○	社協・総務課
7	ボランティア活動や町民が主体となった活動の推進（新規）	町	社協	担当課
7	ボランティア活動希望や、ボランティアの協力を求める相談を受け止め、町民のボランティア活動への参加を支援します。また、多様な人が関わることができる町民が主体となった活動を支援し、共生社会の担い手を育てます。		○	社協・総務課
8	当事者やその家族の交流・支援の場づくり（新規）	町	社協	担当課
8	障がい者や高齢者などが安心して集える居場所づくりを進めます。また、当事者やその家族の交流を支援し、互いに支え合う関係づくりを進めます。		○	福祉サービス事業課

<地域・町民が取組むこと>

- 世代や立場を超えた交流の場に参加し、互いに理解し、支え合う関係をつくりましょう。
- 地域活動やボランティア活動に積極的に関わり、共生社会づくりを支えましょう。
- 多様性を尊重し、偏見や差別をなくす意識を持ち、誰もが安心できる地域づくりを進めましょう。

2. 福祉サービスの拡充

<現状と課題>

本町では高齢化と人口減少が進み、福祉サービスの重要性が一層高まっています。介護、障がい福祉、子育て支援など多様なサービスは整備されてきましたが、町民のニーズは変化しており、夜間・短時間の支援や移動支援など、生活に密着した分野には改善の余地があります。障がい児や子育て世帯への支援も利用開始までに時間を要することがあり、柔軟な運用や地域の団体との連携が求められます。

一方、サービス事業者は人員不足や事務負担が大きく、ICT（情報通信技術）の導入や研修の充実により、ケアに専念できる環境整備が望まれます。さらに、災害時に備えた事業者間のネットワークづくりも課題です。人材確保については、若年層の関心が低く、担い手不足が深刻化しており、学校との連携による体験機会の提供、資格取得支援、潜在有資格者の復職支援など多様な取組が必要であり、短時間勤務や副業との両立を可能にする柔軟な働き方も有効です。

本町が目指すのは、町民が安心して必要なサービスを利用できる「顔の見える福祉」であり、その実現には行政・サービス事業者・地域の各団体・町民が協力し合うことが不可欠です。

<施策の方向性>

- 行政と地域が連携し、多様な住民のニーズに応じた福祉サービスを拡充し、誰もが安心して暮らせる体制を整えます。
- 行政や社協が連携し、人材育成や基盤強化を支援して事業者の質を高め、町民が安心して福祉サービスを利用する環境を整えます。
- 福祉人材の養成・定着を進め、専門職から町民・ボランティアまで研修機会を提供し、地域全体で支える基盤を構築します。

<具体的な取組>

(1) 福祉サービスの拡充

	地域包括ケアシステムの推進（再掲）	町	社協	担当課
1	医療・介護・福祉・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を推進し、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めます。	○		保健福祉課
2	子育て支援サービスの拡大 わくわくゆめの樹こども園や放課後児童クラブ（学童保育）の受入体制を維持・拡充し、子育て世代が安心して働き、暮らすことができる環境を整えます。	○		子育て支援課

	「子育て支援出産祝い金」の支給	町	社協	担当課
3	出産を祝い、子どもの健やかな成長への支援を目的に支給している「子育て支援出産祝い金」を継続して支給します。	○		子育て支援課
4	一時預かりの実施 わくわくゆめの樹こども園の教育認定を受けている園児や、就学前の在宅児を対象に、家庭内保育が困難な場合や育児負担感の軽減等を目的に、一時的に保育を行う一時預かり事業を行います。	町	社協	担当課
5	延長保育の実施 保護者の就労形態の多様化に対応することを目的に、わくわくゆめの樹こども園の保育認定を受けている園児を対象に、通常保育の時間を超えて保育を行います。	町	社協	
6	養育支援訪問事業の実施 関係機関と連携し、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	○		保健福祉課 子育て支援課
7	病児保育事業（病児・病後児保育）の実施 保護者が家庭で保育ができない乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・認定こども園等の付設の専用スペース等で一時的に保育事業を行います。	町	社協	担当課
8	タクシー利用助成事業の実施 移動手段の確保が困難な在宅の高齢者、または身体障がい者に対し、経済的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう、タクシー利用料金の一部を助成します。	○		保健福祉課
9	ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム事業 在宅の病弱なひとり暮らし高齢者や在宅のひとり暮らし重度身体障がい者等に対し、家庭用緊急通報機器を貸出します。	町	社協	担当課
10	紙おむつ代補助事業 補助事業対象者に紙おむつ代として月額 5,000 円を支給します。	○		保健福祉課
11	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 寝具の衛生管理が困難な高齢者等が使用している寝具類に対し、年1回のクリーニングサービスを実施します。	町	社協	担当課
12	ブックスタート事業の実施 「1歳すぐすぐセミナー」において、絵本の読み聞かせと絵本の贈呈を行います。	町	○	担当課 公民館 社協・総務課
13	上寿祝いの実施 町内在住の 100 歳を迎えた方に、長寿のお祝いを贈呈します。	○	○	保健福祉課 社協・総務課

	住民主体の地域福祉活動の推進（再掲）	町	社協	担当課
14	活き生き長生き教室やミニデイなど、町民が主体となって行う活動を支援し、世代や立場を超えた交流を促進するとともに、地域でのつながりを強め、社会的孤立を防ぎます。		○	社協・総務課
15	ネットワークづくり（再掲） さまざまな団体やNPOと行政・社会福祉協議会との連携を図り、情報交換や活動の協働を推進します。	町	社協	担当課
16	相談支援とサービス利用の橋渡し 町民からの生活相談を受け、必要に応じて行政などの福祉サービスにつなげます。	町	社協	担当課
17	金婚式の実施 結婚生活50年目の節目を迎えたご夫婦の長寿をお祝いし、金婚式を開催します。	町	社協	担当課
18	車いすの貸出 町民を対象とした車いすの短期貸出を行います。	町	社協	担当課
19	介護保険制度についての講話 町民を対象とした、介護保険制度についての講話をを行い、介護保険サービスの利用の仕方を案内します。	町	社協	担当課
20	家庭の介護者への介護方法等の支援 介護保険サービス以外の訪問依頼に対応し、相談・助言（オムツ交換方法の指導、介護についてアドバイスなど）を行います。	町	社協	担当課

<地域・町民が取組むこと>

- 高齢者や障がい者、子育て世帯などを見守り、必要に応じて支援につなげましょう。
- ボランティア活動や地域活動を通じて、行政や社協と協働し、福祉サービスをより充実させましょう。

(2) サービス事業者への支援

	福祉人材の養成と確保（新規）	町	社協	担当課
1	介護・障がい・子育て支援分野などの人材不足に対応するために、在職者の資格取得を支援し、人材確保に取組みます。	○		保健福祉課 子育て支援課
2	制度説明会の開催（新規） 事業者が最新の制度を活用することができるよう、国や県の制度改正や補助制度に関する情報を提供します。	町	社協	担当課
3	事業者同士のネットワークづくり（新規） 事業者同士が連携・協力できるよう、交流・連絡のための組織を設け、情報共有や共同での研修の開催などの取組を支援します。	○		保健福祉課

	サービス事業者との連携	町	社協	担当課
4	サービス事業者と社協が連携し、地域福祉活動やボランティア活動を相互に協力して行います。		○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 地域の福祉事業者の活動を理解し、利用者としての声や意見を共有してサービス向上に役立てましょう。
- ボランティアや地域活動を通じて、事業者のサービス提供を補いましょう。

(3) 福祉人材の養成と確保

	福祉人材の養成と確保（再掲）	町	社協	担当課
1	介護・障がい・子育て支援分野などの人材不足に対応するためには、在職者の資格取得を支援し、人材確保に取組みます。	○		保健福祉課
2	専門職研修の実施（新規） 介護職員や保育士、介護支援専門員などの専門職を対象に、スキルアップ研修や最新制度に関する研修を実施し、専門性の向上を図ります。	○		保健福祉課
3	学生の福祉分野への就労促進（新規） 高校や専門学校と連携し、インターンシップや職場体験を実施します。若い世代に福祉の仕事を知ってもらうことで、将来の担い手確保を図ります。	○		保健福祉課
4	人材の定着支援と労働環境の改善（新規） 福祉に携わる人材が長く働き続けられるよう、待遇改善や働きやすい職場環境づくりを支援します。	○		保健福祉課
5	ボランティア人材の育成 傾聴ボランティアやブックスタート読み聞かせボランティア研修を実施し、ボランティア人材の育成に取組みます。		○	社協・総務課
6	福祉教育の推進 学校や地域での福祉教育を推進し、子どもや若者が福祉に関心を持つように図り、将来の福祉人材の裾野を広げます。		○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 福祉やボランティア活動に積極的に参加するなど、地域で支え合う担い手として活動しましょう。
- 研修や学習の機会を活用して福祉への理解を深め、支援に必要な知識や技能を身につけましょう。
- 若者などを温かく受け入れ、次世代の福祉人材が育つ環境づくりを図りましょう。

3. 安全・安心の環境づくり

<現状と課題>

本町では高齢化と人口減少が進み、誰もが安心して暮らせる生活環境の整備が重要課題となっています。その基盤となるのが「バリアフリー化」「ユニバーサルデザインの推進」「災害時の支援体制整備」です。

バリアフリー化については、公共施設を中心に整備が進められてきましたが、商店や住宅など日常生活に身近な場所では改善の余地があります。今後は町民や関係団体が協力し、地域ぐるみで点検や改善を進めることができます。

ユニバーサルデザインの推進では、誰もが利用しやすい公共交通や案内表示の整備が課題です。高齢者や障がいのある方、子育て世帯を含め、すべての町民にとってわかりやすく使いやすい環境づくりを進めていく必要があります。

災害時の支援体制については、福祉避難所や安否確認体制の整備が進められています。小規模自治体に共通する課題として、限られた人員体制や情報伝達の確実性の問題があります。本町においても平常時からの訓練やSNSなどの活用を通じて、迅速で確実な支援体制を強化していくことが重要です。

安全・安心の環境づくりは、施設の整備だけでなく、町民一人ひとりの理解と協力が必要です。町民同士の支え合いを活かし、温もりのある地域社会の実現が求められています。

<施策の方向性>

- 公共施設や生活環境のバリアフリー化とユニバーサルデザインを推進し、誰もが安心して暮らせる、人に優しいまちづくりを進めます。
- 行政・社協・住民らが連携し、要配慮者を含む全町民が安全に避難し、支援を受けられる災害に強い地域体制を整えます。

<具体的な取組>

(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

	公共施設・民間施設等のバリアフリー化（新規）	町	社協	担当課
1	公共施設にスロープや多目的トイレなどを整備し、誰もが安心して利用できるように環境整備に努めます。また民間施設等についても、同様の働きかけを行い意識の向上を図ります。	<input type="radio"/>		保健福祉課 企画財政課
2	道路・交通環境の整備（新規）	町	社協	担当課
	歩道の段差解消、点字ブロックの設置、バス停などの公共交通機関のバリアフリー化に努めます。	<input type="radio"/>		建設水道課

	ユニバーサルデザインの普及と啓発（新規）	町	社協	担当課
3	公共施設を新たに建設する際には建築基準や公共事業にユニバーサルデザインの視点を取り入れます。また、ユニバーサルデザインへの町民の理解の向上を図ります。	○		保健福祉課 企画財政課 建設水道課
4	避難所となる施設のバリアフリー化（新規） 学校や公民館など、災害時に避難所として活用される施設において、高齢者や障がい者が安心して避難できるよう、段差の解消を図りバリアフリー化に努めます。	町 ○	社協	担当課 総務課 企画財政課

<地域・町民が取組むこと>

- 日常生活のなかで段差解消や手すり設置などの必要性に気づいたときは、改善を要望しましょう。
- ユニバーサルデザインの考え方を学び、家庭や地域で実践し、人にやさしい環境づくりを図りましょう。

（2）暮らしの安全と災害時における支援体制の整備

	交通安全教室の開催	町	社協	担当課
1	加美警察署と連携し、各行政区が実施している、高齢者等を対象とした交通安全教室を支援します。また、今後、活動内容や実施方法について見直しを検討します。	○		総務課
2	高齢運転者免許取得者教育助成の実施 加美地区交通安全協会が主催の高齢者を対象とした交通事故の抑制を目的とした交通安全教室の受講費を助成します。また、受講者の増加を目指し、広報方法についても検討を行います。	町 ○	社協	担当課 総務課
3	要支援者名簿の整備と活用（再掲） 高齢者や障がい者など、災害時に支援が必要な人を対象にした名簿を作成・更新します。平常時から地域の見守り活動に活用し、非常時には避難支援や安否確認に役立てます。	町 ○	社協	担当課 保健福祉課 総務課
4	福祉避難所の指定と運営体制の整備 学校や公共施設を福祉避難所として指定し、介護や医療的ケアが必要な人が安心して避難できるよう、運営マニュアルと職員配置の整備を進めます。	町 ○	社協	担当課 保健福祉課 総務課
5	避難所となる施設のバリアフリー化（再掲） 学校や公民館など、災害時に避難所として活用される施設において、高齢者や障がい者が安心して避難できるよう、段差の解消を図りバリアフリー化に努めます。	町 ○	社協	担当課 総務課 企画財政課

	福祉的観点を取り入れた防災体制づくり（再掲）	町	社協	担当課
6	地域での防災訓練や災害時での自主防災組織の活動においては、要配慮者の避難支援や安否確認について配慮します。	○		保健福祉課 総務課
7	必要な物資の備蓄 災害時に必要な食料・水などを備蓄し、迅速に供給できる体制を整備します。	町	社協	担当課
8	総合防災訓練の実施 町や自主防災組織、消防、警察等の関係機関が連携し、大規模災害を想定した総合的な防災訓練を実施します。また、今後、より実践的な訓練内容を検討します。	町	社協	担当課
9	防災指導員の養成と人材の確保 防災意識の向上と防災対策に関する基礎知識を身に付けた防災指導員の養成を進めます。また、高齢化等により地域防災の担い手が減少しているため、人材の確保を含めた対応を検討します。	○		総務課
10	地域の防災力の向上 地域の防災力の向上を図り、自主防災組織への支援に今後も取組みます。また、「宮城県防災実践力向上支援事業」の周知について検討を進めます。	町	社協	担当課
11	災害ボランティアセンターの設置と運営 災害発生時に「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、町内外から集まるボランティアを受け入れ、被災者支援活動の調整を行います。		○	社協・総務課
12	地域支え合いセンターの設置と運営 「災害ボランティアセンター」閉所後は、平常時の活動への移行として、地域支え合いセンターとして、地域コミュニティの構築や見守りといった中長期的な復興支援を行います。		○	社協・総務課
13	町民向け防災研修 災害時における地域住民同士が互いに助け合える地域づくりを目指すことを目的に、防災と災害時福祉や、災害ボランティアセンターについて学びを深める体験を行います。		○	社協・総務課

<地域・町民が取組むこと>

- 平常時から防災訓練や地域活動に参加し、災害時に助け合える関係をつくりましょう。
- 高齢者や障がい者など要配慮者の状況を把握し、災害時に避難支援や安否確認に協力しましょう。
- 非常食や生活物資を家庭で備蓄するように心がけましょう。

■第5章 計画の推進と進捗管理

1. 多様な協働に基づく計画の推進

地域福祉は、一人ひとりの町民が主役であり、構成の主体です。行政や社会福祉協議会の取組だけでは十分ではなく、町民自身が地域を理解し、生活上の課題に気づき、互いに助け合い、支え合う自発的な取組が不可欠です。

さらに、多様化する福祉ニーズに柔軟かつ包括的に対応するためには、民生委員・児童委員に限らず、地域内の各種団体、NPO、ボランティア、サービス事業者など、地域を支えるすべての担い手との連携と協働が求められます。これらを踏まえ、地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進していくことが重要です。

(1) 町民の役割

町民一人ひとりが福祉への理解を深め、地域社会を担う重要な一員であることを自覚することが大切です。自分たちの暮らす地域の現状を把握し、課題解決に向けて話し合い、行政区の行事やボランティア活動に積極的に参加することが求められます。

(2) 地域の役割

地域福祉を推進するには、町民同士のつながりを強め、地域全体でまとめて取組むことが重要です。そのため、民生委員・児童委員をはじめ、地域内のさまざまな団体と連携・協働しながら、地域福祉を推進していく人材が必要とされます。

(3) サービス事業者の役割

サービス事業者は、専門的な福祉・介護サービスの提供者として、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することが求められます。今後さらに多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、既存事業の充実に加え、新たなサービスの開発や、町民が地域福祉に参画できるよう支援する取組も期待されます。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、法に基づく福祉サービスの提供にとどまらず、町民のニーズに応じたサービスの展開、地域福祉に関する情報発信、福祉活動の組織化を担います。また、地域共生社会の実現に向け、さまざまな主体の中心となって連携・調整を行い、地域の特性に応じたきめ細やかな活動を推進する調整役としての役割も期待されます。

(5) 行政の役割

行政は、地域福祉の向上に向けて各種施策を総合的に推進する責務を担っています。そのため、行政区、サービス事業者、社会福祉協議会などと連携・協働し、町民や地域の担い手のニーズを把握したうえで、地域特性に応じた施策を展開することが求められます。

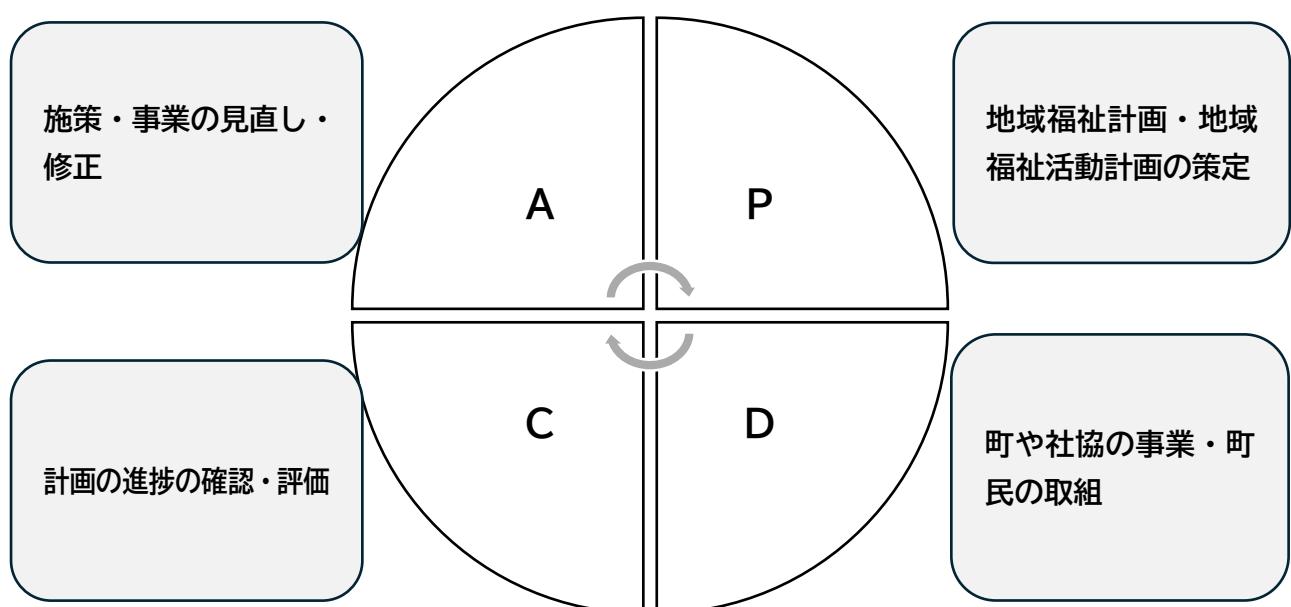
また、地域共生社会の実現には、庁内の関係各課が一体となった全庁的な取組が不可欠です。

2. 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、計画に基づき事業が適切に実施されているかを確認するため、第三者機関を設置し、年度ごとに進捗状況を把握・評価します。

さらに、計画を着実に推進するためにPDCAサイクルを活用し、各施策の効果や課題を明らかにするとともに、改善を重ねることで今後の施策の充実を図ります。

なお、本計画の取組を点検・評価した内容については、「広報しま」やホームページを活用して、町民に広く公開します。



3. 本計画の普及・啓発

本計画が目指す地域福祉の姿や取組については、本町や社会福祉協議会のみならず、町民、ボランティア団体、NPO 法人、サービス事業者など、関係するすべての人や団体が共通の理解を持ち、地域活動に参画し、連携・協働しながら推進していくことが重要です。そのためには、本計画が描く地域社会の姿を広く周知し、普及・啓発を図ることが不可欠です。

具体的には、広報紙やホームページを活用した地域福祉に関する情報発信、学校教育や生涯学習の場における福祉教育の実施、出前講座の開催、本計画書の公共施設等への配置など、多様な手法を用いて、本計画および地域福祉の理念の普及を進めます。

■第6章 資料編

1. 計画策定の経過

年月日	取組	内容
令和7年1月14日（火）	第1回色麻町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状の交付・委員長及び副委員長の選任について・計画策定のスケジュールについて・調査票（案）の内容について
令和7年2月4日～2月21日	アンケート調査	町内在住の18歳以上の方
令和7年8月28日～9月16日	関係団体等調査	町内で活動や事業を展開されている関係団体等
令和7年9月24日（水）	第2回色麻町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">・計画策定のスケジュールについて・骨子案及び調査票集計結果について
令和8年1月28日（水）	第3回色麻町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">・計画素案について・パブリックコメントについて

2. 色麻町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 町は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、本町における地域福祉の推進に関する計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、色麻町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定及び見直しに関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に關係する者
- (3) 保健医療に關係する者
- (4) 地域団体に關係する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から起算して3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

3. 色麻町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人色麻町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条の規定等に基づき、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 活動計画の策定及び見直し等に関すること。
- (2) その他活動計画の策定及び見直し等に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に関係する者
- (3) 保健医療に関係する者
- (4) 地域団体に関係する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、本会会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から起算して3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

4. 色麻町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

任期：令和6年12月1日～令和8年3月31日（敬称略）

区分	所属機関等	氏名	備考
学識経験を有する者	学識経験者	浦山 利定	特別支援学校教諭経験者
福祉団体に 関係する者	民生委員児童委員協議会	佐々木 善洋	町民生委員児童委員協議会 副会長 (令和7年12月1日より会長就任)
	介護老人福祉施設	阿部 陽一	特別養護老人ホーム 芍薬の里色麻 施設長
	障害者福祉施設	高橋 文昭	一般社団法人そにゃる 代表理事
保健医療に 関係する者	医師	芦立 毅	公立加美病院 医師 (令和7年4月1日から)
	保健推進員	佐々木 秀子	町保健推進員会長
地域団体に 関係する者	区長会	高橋 伸	上郷地区区長
	ボランティア友の会	北館 襲巳	町ボランティア友の会 副会長
	老人クラブ連合会	高橋 克明	町老人クラブ連合会会长
	シルバー人材センター	佐藤 重男	一般社団法人色麻町シルバー人材 センター 常務理事兼事務局長
	母親クラブ	堀籠 愛実	町母親クラブ会長
	特定非営利活動法人	菅原 一杉	特定非営利活動法人ルネッサンス ファクトリー理事長
	学校PTA	中島 雅俊	色麻学園PTA会長
関係行政 機関の職員	宮城県	尾形 信敏	宮城県保健福祉部社会福祉課 課長補佐（令和7年3月31日まで）
		玉川 修一	宮城県保健福祉部社会福祉課 課長補佐（令和7年4月1日から）
	宮城県社会福祉協議会	武藤 哲哉	宮城県社会福祉協議会 共生社会推進課課長